

翻刻 「六組仲ヶ間日記」

小田 忠

文化十三丙子年分
上下飛脚通日雇駄賃
六組仲ヶ間日記
天保三辰年迄

掟

一 御公辺向被為 仰付候儀何事ニ不依組内一統寄合相談ニ可及候事
一 毎月四日道中 御奉行所様江年行事名前無失念書上候事但正月計り
御届者極月廿四日二書上可申候事附り毎月四日薬種会所江薬種類取
扱之有無相届ヶ候事

一年行事壹ヶ月相勤切り候ハ、則晦日ニ無相違順席江相渡札帳面差送り候事

一 寄合之節者大躰之用向有之候共（儀方）成丈無御不参御出席可有之候事

一 廻状相廻し候節者廻状持廻り日雇為賃錢壹軒ニ付廿四文宛差出し可申候則使江相渡し可申候事

毎月四日御届下書

乍恐書付を以奉申上候西ノ内ニ相認上包ミの紙に書上

一 六組飛脚屋仲ヶ間年行事名前左之通

年号月日

日本橋組年行事何町誰店

誰

京橋組 右同断

芝口組 右同断

大芝組 右同断

神田組 右同断

山ノ手組 右同断

連印

道中

御奉行所様

毎月四日本町三丁目薬種会所江届下書

口上

一六組飛脚屋仲ケ間年行事奉申上候私共仲ケ間先月中薬種荷物類取扱
候者一切無御座候此段御届奉申上候以上

六組飛脚屋行事

六人名前連印

年号月日

御会所

覚

一米屋三郎兵衛儀片門前壹丁目家持米屋善次郎方二同居仕罷在候処此

度川瀬石町家持とせ後見米屋休右衛門方江同居仕候此段御届罷出候

子三月四日

一堺屋小右衛門儀通壹丁目新道重左衛門店二罷在候処神田白髪町弥兵

衛店江転宅仕候此段御届二罷出候

子三月七日

文化十三年丙子四月六日町奉行所分被 仰渡候趣

一六組通日雇仲ケ間一同株譲り渡家業相続之儀者文化五辰年九月中奉
願上候通六組年行事一同連印二而奉願上候得共当人病氣死し并休株
又者改名転宅家主代り同断名前代り印形改等仕候節者其都度々々御
届可申筈之処兎角等閑二相成甚心得違之儀二有之候之間以来何事二
不寄相替儀有之候得者早速其段年行事江相届年行事分右之段御訴可
申上旨被 仰渡承知奉畏候依之御請書仍而如件

日本橋組年行事

南紺屋町善兵衛店

文化十三年子四月六日

清兵衛印

家主 善兵衛印

五人組 善右衛門印

名主源太郎

代

利兵衛印

御奉行

柳生主膳正様

右印形違米屋佐次兵衛 但此度之印形定

いせ屋九郎右衛門

右者名前帳面書替改被 仰付右帳面改差上之内町所名前印形相違有
之候二付己後者相違無御座候様急度被 仰渡候事

米屋

日光御神着二付人足御請不仕候二付家業御取□し 武右衛門
右之通帳面二名前共書加江可申段被 仰渡候
同子四月六日

大津屋喜兵衛印

伊賀屋忠助印

伊勢屋清兵衛印

米屋佐次兵衛印

伊勢屋九郎右衛門印

堺屋小右衛門印

越前屋八兵衛印

米屋三郎兵衛印

越前屋孫右衛門印

右文化十三丙子四月帳面改差上申候印鑑控如斯御座候

但本紙日本橋組行事方右名前之者とモ実印致し有之候

一 藥種会所届書持参 七月 之御方可被成御勤候
十二月

口上

一 乍憚廻章を以得御意候暑氣之砌二御座候得共各々様弥御揃御清栄二
被成御座珍重之御儀奉存候然者当月四日私儀月番二而柳生主膳正様
江御届申上候節当日六組行事衆御腰掛江来加賀屋權之助萬屋弥助兩
人落合候処右兩人者大芝組之内二而休株二御座候処此度 御名代松

平肥後守様御供被致候由右二付月行事六組一統其段御届申上候然ル
処来九日御呼出二付罷出候間委細之儀者帰宅之節御達し申上度候以
上

六月四日

各様

右之通廻状を以為御知申上候以上

乍恐以書付奉願上候

当行事

伊勢屋九郎右衛門

京橋組

芝西心寺町源兵衛店

加賀屋權之助

大芝組

芝西心寺町政五郎店

萬屋弥助

右之者共多病不如迄二而道中筋渡世難致家業休株御願申上吳候様申
聞候二付再心家業相統之儀年行事初仲ヶ間一同利解為申聞候得とモ
是非とモ休株御願申吳候様達而申聞候二付無是非其段名前印鑑帳江
御記し被成下置難有仕合奉存候然ル処右兩人之者共此度京都 御名
代松平肥後守様道中通日雇受負人芝口組平野屋源八手先二而御供仕
罷登り家業仕候右兩人之内弥助儀者当四月十日休株御届申上候無間
茂渡世他国仕候而八六組仲ヶ間一同不取締二相成此上仲ヶ間相放而

己家業仕候得者規定申合等モ無御座候身分勝手ニ相成候得者規定相
破渡世仕候様相成甚以仲ケ間不取締ニ相成難渋至極仕候間何卒 御
威光を以右躰之儀以後無御座候様 御慈悲を以仲ケ間取極之儀一同
偏ニ奉願上候以上

日本橋組

三嶋屋敷佐兵衛店

願人 九郎右衛門

京橋組

狩野探信屋敷利八店

同 幸次郎

芝口組

神明町忠兵衛店

同 又右衛門

大芝組

芝西応寺町家主

同 孫四郎

神田組

三河町四丁目嘉兵衛店

同 次兵衛

山ノ手組

糺町七丁目平助店

同 七右衛門

道中

御奉行所様

右之通御書 御奉行所様江当月四日差出相願申候控為念相廻し申候
間御披見之上御順達御廻し可被下候

口演

乍憚廻章を以得御意候不勝之天氣ニ御座候得とも各様弥御揃御清栄
可被成御座珍重^(珍)之御儀奉存候然者去ル八日廻文を以得御意候通順九
日道中御奉行 柳生主膳正様江罷出候処右名前兩人之者御召出候処
壹人者今以帰府無之外言人者名代依之平野屋萬吉殿兩三人共二名代
之者共故種々御尋有之然共名代之者共二而者分り兼候趣依之来ル十
九日当人共御呼出之趣ニ被仰聞且又病氣ニ而も駕籠ニ而罷出候様被
仰付候

一御仲ケ間諸用帳巻冊六組一統願書写相廻シ候間御銘々御披見可被下
候

当行事

子六月十日

伊勢屋九郎左衛門

各様

右之通廻文を以為御知申上候以上

口演

乍憚廻章を以得御意候不勝之天氣ニ御座候得共各様弥御安全可被成
御座珍重之御儀奉存候然者昨日御掛り柳生主膳正様江罷出候処各名

前之者とも今日延願申出候二付此段御達申候

六組仲ヶ間

山之手組

大坂屋利右衛門

右名前之者休株申上候処又候昨日 御奉行所様江再勤仕度由相願申候処御聞濟被 仰付候依之御通達申上候以上

当年行事

伊勢屋九郎左衛門

子六月廿日

各様

右之通廻状を以為御知申上候以上

入置申一札之事

一六組飛脚屋仲ヶ間京橋組芝西心寺町源兵衛店加賀屋權之助、大芝組同町政五郎店萬屋弥助休株御届仕家業相休居候然ル処当四月京都町名代松平肥後守様請負人芝口組平野屋源八殿手先二而御供仕候二付休株之身分二而家業仕候段御仲ヶ間中不取締相成候趣当月四日道中御奉行 柳生主膳正様御役所江御訴被成候二付同九日右兩人召出し候処兩人とも病氣二而代リ之者差出御吟味奉請代リ之者二而者不相分同十九日兩人とも罷出候様被 仰付則当日罷出候処右家業躰之始末程々御尋被遊心得違之儀とも御答奉申上御吟味之上御利解被為 仰聞奉恐入候依之来ル廿八日迄御猶予被下置候様双方分奉願上候 処今般拙者共兩人取扱を以是迄心得違之儀共再応御詫申入候得者六

組年行事衆中御一統御承知被下忝存候然ル上者御仲ヶ間御規定之儀者勿論不依何事年行事衆中分被仰聞候儀逸々違背仕間敷候旨得与申聞候以前之通家業相統仕度再勤願各方分御奉行様江御願被下候様御願申上候処是又御承知被下忝存候為後日取扱人一札入置申候処仍而如件

芝金杉式目

文化十三年六月

取扱人 萬屋平右衛門印

芝西心寺町

同 吉本屋政五郎印

六組飛脚屋仲ヶ間

年行事衆中

右之趣書付取扱人差入申候二付御下ヶ相願申候処御掛リ加藤吉蔵様今日御出勤無御座追而御呼出御座候為念順達申候間御扱見可被下候以上

当行事

子六月廿九日

九郎左衛門

各様

一例之通四日御届相濟并菓種会所御届相濟申候事
一 閏八月二日京橋組加賀屋權之助殿一件二付京橋藤岡迄寄合二罷出申候事

右一件も猶御挨拶之方有之先々其俣相濟候由二御座候事

人足方定番

一江州草津宿今当組江参り候書状写別段勸進帳巻冊参り然者当宿中仙

十次郎

道入口之儀兼而御往来之節御案内之通東海道二紛れあキ道路二而始

弥五郎

而往来之衆或者宿内止宿二て早立旅行之節又八深夜通行之衆中仙

茂兵衛

道を東海道と心得守山辺迄も参り候旅人不少東海道口之儀者川堤

播磨屋

二広キ在道有本道と迷イあキ道筋二而深夜杯者右川堤を東海道と思

弥三郎

ひ壱里計も山中江入込及難儀候衆中数多有之或者驛場之深□二ぬい

日本橋組

馬士人足等之者右両道共迷ひ候事有之御用御差支二相成候儀二御座

大津屋喜兵衛様

候而驛場ノ役人共度々難渋仕候二付依而両入口江道知るべく燈籠建

越前屋八兵衛様

立仕度年来之里数二御座候処亥八月道中 御奉行様江御願奉申上候

堺屋小右衛門様

処御間濟被下置難有奉存候得共下地今困窮之宿内別而去ル十四ヶ年

追啓御願申上候此節右燈籠之儀も普請二取掛り居候故前置右江御性

已前戌年大供水二而宿内過半流水後より困窮弥増迷も自力之建立出

名刻申置候間近頃申兼候得共此節二御性名前御取極被下候而御申越

来不仕歎ヶ敷仕合二御座候時節柄申兼候儀二八御座候得共各様御

被下候様奉願上候猶又御寄追金之儀も寄附年始江御印割印仕同役と

仲ヶ間江御願申上御助力を以頼望之燈籠成就仕度何卒此段御仲ヶ間

も受取書差上申度候此段左様思召可被下候以上

中江御願被下御一統被成下候様御取成被成下候様奉願上候先達而今

一子十二月四日御届相濟并京橋組大和屋喜兵衛跡式南紺屋町福嶋屋平

当宿御通行御座候御仲ヶ間之御方江者播磨屋弥三郎を以段々御願申

五郎讓受願之通被 仰付候同組三浦屋又四郎休株倅安五郎江跡目相

上置候儀も御座候得者何卒可然様御執成被下候様偏二奉願上候先者

続願之通被 仰付候葉種会所届之儀来ル丑正月十九日二御届可申段

右之段御願申上度候愚札如斯御座候以上

被 仰付候

草津宿問屋

伊勢屋

文化十三閏子八月

山内伊兵衛

文化十三子十二月廿二日

清兵衛

竹村吉左衛門

道中御奉行

同宿

榊原主計頭様 御屋敷飯田町式合半坂

右者文政十四五年二月御勅定奉行御勤役之処同月下旬二猶又柳生主膳正様御代り被為蒙 仰候事

一 丑三月四日榊原様江御届罷出候処未御引渡不被為濟候二付一同引取追而御届之儀神田組二而相糺諸組江相触可申約談二而引取る

一同日神田組行事次兵衛殿分先月中川崎一件同人方江被 仰渡候二付急廻状を以諸組江相触候事

一同六日明七時御奉行所様江御届可罷成旨神田組分廻状を以申来ル尤賃錢四拾八文ツ、相渡ス

一同七日御奉行榊原様江始而御届ヶ無滞相濟候事 但以後者先規之通四日二御届之事

一同五月四日六組飛脚屋年行事名前御届相濟候事 一同日麹町彦丁自家持上州屋善次郎神田組江加入願仕候処其日相濟不申同六日罷出候様被 仰渡六日罷出候処願之通 御聞濟被 仰付六

組年行事一同御請書印形仕差上申候 一先達而北御廻り役様分御尋有之候川崎宿人足勝五郎儀明十七日被召捕候趣御達有之候二付組々江順達を以御達申候以上

神田組年行事

丑五月十八日

越前屋治兵衛

有馬屋清右衛門

右之通廻状を以申參候二付廻状組々江相廻し申候

一十月四日六組飛脚屋年行事御届二罷出候処其節同九日二罷出候様被

仰渡年行事一統当日罷出候処六組飛脚屋二而六濟と定候而諸家様町家にとモ京・大坂書状荷物為登候儀者有之候狀御尋被遊候二付御返答書差上申候

乍恐書付を以奉申上候

一六組飛脚屋年行事奉申上候諸家様并町家にとモ書状荷物飛脚御頼之節者何時二而モ仕立飛脚二差立申候尤月六齋と定候儀者無御座候与奉申上候

丑十月九日

米屋佐次兵衛

年行事

一 丑十二月四日堺屋小右衛門御届申上候稟種会所モ当番二而御届申上候事

一同日外組分申聞候者御奉行所江是迄御奉公向モ無之然ル処先日高松様出火之砌六組飛脚屋二御尋有之候哉二承り候二付御奉公勤二人足差出可申旨被申候二付尤之事二候得共一応組中江モ申聞候上二而御伺迄可申与申之候得とモ色々掛合之上伺迄致し候事 但此儀廻状を以組中相触各御承知可有之候事

各人別

日本橋組吉人、京橋組四人、芝口組弐人、大芝組三人、神田組

四人、山ノ手組弐人二而六組一同二而拾六人差出候願出組々

年行事共罷出候事

右之趣四日二願出候処願書上置可申旨被仰猶御腰掛二御沙汰伝可申

段被仰渡夕方御呼込二而九日二可罷出段被 仰渡候

一同九日御奉行所江一同罷出候処少々御加奉被 仰付候上二而夕方御呼込猶十九日二可罷出旨被 仰渡候

一同十九日道中御奉行所江御着日二付朝五時罷出候処流二相成廿二日可出旨被 仰付

一同廿二日道中御奉行所江御着日二付罷出候之処又々流二相成廿三日可罷出旨被 仰渡

一同廿三日同断五ツ時罷出候処七時過御呼込二而於御白洲榊原主計頭様被 仰渡候而者非常欠附人足差出申度段冥加を心付候事二八有之候得共是迄欠附之儀者極り有之候得者新規之儀難相成段被 仰渡候則奥書印形致候事

一当寅正月五日井伊掃部頭様御名代受負方若狭屋忠右衛門殿六組年行事相詰申候処去年中高松様御名代之節右三拾言人之名前之者共之内又八若狭屋忠右衛門殿帳場江踏込候而右下り宰領割等を呉候様申出候中二八年行事中途二而事を計御定廻り方江者宜敷取計置候様之族等有之是非宰領二遣呉候様申年行事方二者不相成由申既二余程言募り喧嘩二も可及様子右大勢中より分ケ而備中屋清兵衛名護屋新八天鷲絨伊之助等其外二も両三人皆久保町住宅之者共去暮中相馬半左衛門様・大井源蔵様・同清太夫様・中村佐七様被仰聞候此上二も帳場江踏込彼是申族有之候得者早速可訴出旨被仰聞候故早々右之始末御内宅江夜深二及両三度右之始末を訴申上候得者御聞届右之名前之者共御差紙二而早々加賀町名主玄関江呼御叱既二縄付御引入牢等も

申付可相成処右之族誠二奉恐入年行事共江又々詫言御願呉候様申右年行事一統にて又々不便二も存候故段々御訴訟御立申上候而願下ケ二致候右之始末二候故御一統二成御承知可被下候既二正月五日四ツ時より明ケ方迄右之一件二付相懸り皆一統仕組年行事衆三河屋幸次郎殿・萬屋孫四郎殿・吉野屋又右衛門殿去暮中別段御苦勞二御座候又々跡二而八丁堀江御礼別段御届御名前御宅江年始之御礼之事乍併此上帳場相立候而も右之始末取究候得者別段世話等も手薄二罷成候様二奉存候当組中二も御聞及ひ与御方様も有之候哉二奉存候得者右之一件此段も相認置候御一統御承知可被下候

但去暮丑年八丁堀定廻り四人之衆より組合之内三拾言人患者御尋御差凶年行事共詫言致し逸々始末書日本橋行事帳二有之候

一当正月中道中 御奉行所様江別段御用も無之本町薬種会所江者京橋組三河屋幸次郎殿分御届六組仲ケ間割合金式分有之候由京橋組幸次郎殿分申来ル

一当寅二月廿五日中橋藤岡二而六組年行事立合御寄合御座候得共其節相究不申候間追而相極相成候八、早速廻状二而申上候右之段御承知可被下候

一札之事

一御用二付海道筋御通行被遊候諸家様方被 召連候人足之儀拙者共御受負申上候二付手先二召連候人足共於道中筋不取締又者不行跡之儀有之御差支二相成難捨置儀宿々御一統道中御奉行所江被仰立御糺御願可被成候処左候而者仲ケ間内迷惑致候者も有之候二付今般御対談

申上候処以来不取締之儀無之処急度取締可申依之ヶ条書を以取極之趣左之通御座候

一御用諸家様方御通行被遊候節御請負御荷物宿繼人足共入交り繼場混雜致候遠見懸ヶ通人足之者共其内問屋場江罷越足抔痛ニ申立宿駕籠并乗物肩替御行列前後御道具手代人足等御無心申入候儀追々増長致候趣取締御掛合御座候二付以来之儀者諸受負方取締之者否人宛宿々問屋場江御通行中詰切居右躰不取締之儀無之様可仕萬一心得違之者有之候八、右詰居候者共御掛合可被下候急度相糺宿々江御苦勞不相掛候様取締可申事

御繼合御立払之儀又者御通行已前

但之者不居合候節右躰之儀有之候共兼而拙者共申付置候旨決而御取放被成間敷候事

一通人足之者共病人・足痛無抛儀二而於宿々二人足御無心申候共可成丈ヶ八相對雇を以間二合取計万一差支之儀有之候節者其段詰合之者共御頼申入候間其節差支二不相成様御計可被下候当人共何様申入候とも決而御取計被下間敷候依而者詰合之者御頼申入候宿人足賃錢之儀者尤差支なく直二為払可申候事

一於泊宿陸尺・手廻り都而人足ともより問屋場下役人中相招手代雇人足等申入候儀者決而為致間敷且又荷物之者とも小揚賃錢等渡方二差支候趣中之泊宿江無心申入賃錢等を借受濟方等閑二致候族も有之趣以来決而御取替被下間敷候其節彼は相頼候八、受負人帳場江御達可被下候事

前ヶ條之趣を以今般取締書面上候之上者仲ヶ間精々申合其時々差出候人足江不洩様急度申付不取締無沙汰之儀無之様可致候若ヶ条二相違致候族も有之候八、如何様二も可被仰立候其節一言之儀為申間敷候依之後証取締一札差出申処仍而如件

六組年行事

文政元戌寅年五月十七日

一同

東海道宿々

問屋

御年寄中

一札之事

一今般東海道筋宿々問屋年寄共儀諸家様方御通行之節通日雇陸尺・手廻り人足等不行跡致增長候二付取締方之儀及掛合候処以来六組仲ヶ間不取締之儀決而無之様被取計書面被差出候勿論寛政年中御触流も有之候儀二付往来之節差支候義も有之候八、始末承り相談之上不差支様取計可申候

一諸家様方御荷物之分六組仲ヶ間中江受負往来之節道中筋繩手等二而同稼流類之者酒手等寢徒り取候者も有之甚差支迷惑被致候儀有之趣被申聞候二付以来右躰之儀も有之候八、其前後宿方之内江被連問屋場会所江被相届候上子細相糺成丈通行差支二不相成様取計可申候尤宿方其節之当人最寄仲ヶ間内江致通達候八、早速申合之通引取可被申候右二付人用等も相掛り候八、各方御引受可被成筈二御座候依之一札差出候処如件

東海道宿々問屋惣代

年行事中

品川宿問屋
年寄一文政二卯年二月四日 榊原主計頭様御役所江年行事御届二罷出候
尤年行事六人致印形差出候源左衛門印
程ヶ谷宿一日本橋組忠助儀多病二付実父久右衛門家業相統願年行事孫右衛門分
申立相済申候

年寄

一同閏四月四日例之御届罷出候処御奉行様御役替被為 在候二付御諸

新兵衛印

役江罷出候様御差函有之候

奥津宿問屋

一文政二卯年閏四月榊原主計頭様御転役勝部伊賀守様道中御奉行被為

重兵衛印

蒙 仰御屋敷者本所割下水依之同十九日年行事一同御届罷出候事

岡部宿問屋

一同六月年行事廿一日例之通四日御奉行勝部伊賀守様江御届申上候事

久平印

一文政元寅年五月東海道筋分取締一札御預り申候間御用之節者御覽可

金谷宿年寄

被成候則大帳江入置申候事

伴右衛門印

一此度東海道五十三次分惣代とし而品川宿始外九ヶ宿以上拾ヶ宿出府

白須賀宿年寄

致し候儀八去ル文政元寅年五月中取極之儀追々等閑二相成候二付

惣吉印

亦々御愁訴二及ひ其上相成候八、内済熟談致度趣宿方分申談候儀二

吉田宿年寄

付此度者先年道中御奉行根岸肥前守様分宿元取締候様被 仰渡候様

三九郎印

書江致書添為取替致し候対談取極メ五拾三次江ヶ宿言通宛六組江

庄野宿問屋

六通受取対談決着致候二付最早式通致印形三河屋幸次郎殿江相渡置

嘉兵衛印

申候之間右一件之儀者相残江毛印形可致候得とも御順番之儀故御渡

草津宿問屋

申候尤此度一件之儀大帳江委敷相記し申置候間御用之節者各御覽可

源右衛門印

被成候

六組飛脚屋

大津屋喜兵衛

一同八月四日年行事名前御届ヶ参り相済申候此廻状十七日及掛合猶
追々規定証文取替可仕候筈

此度中仙道宿々惣代として五六人問屋年寄衆出府被致候然ル処東海
道同様取締申度趣私共迄御掛合有之候二付来ル十七日正四ツ時通三
丁目寿迄会合可仕と申合候二付何卒乍御苦勞無相違御出席可被下候
様奉願上候以上

卯九月十三日

急廻状

年行事

近江屋源六

六組飛脚屋

日本橋組年行事

通壹丁目儀左衛門店

孫右衛門

外五人

年行事名前

右之者共御用有之候間明十七日九ツ時山本傳左衛門方江可被遣候以

上

卯八月十六日亥上刻参ル

岡崎重左衛門

山本傳左衛門

樽屋三郎右衛門様

右御廻状之趣二付六組年行事相揃山本傳左衛門様江罷出申候

一此度諸色直段引下方先月中両度町御触毛御座候御趣意二付六組飛脚

屋直段引下ヶ可申旨被仰聞候二付年行事程々相談仕候而御書上仕候
直段左之通二御座候尤十九日御書上二御座候間只今二毛早々引下ヶ
方仕差上申候様被仰聞候間年行事取計左之通書上仕候間相記置申候
以上

卯八月十七日

平均式分五リ之引下ヶ直段

御触之前 卷人二付銀九拾匁程

一京大坂通日雇 此度引下ヶ直段 銀八拾七匁七分五リ

右二准し通日雇飛脚日雇共遠近并振合二心し式分五リ引下ヶ申
候

右者近年米直段下直二付米穀之直段二准し諸式直段引下ヶ可申之趣
当御役所江被 召呼再応御糺御座候二付引下ヶ方出情仕候処前書奉
申上候通之余分何方御役所様二而敵敷御穿鑿御座候共此上聊引ヶ方
無御座候仲ヶ間打寄情々吟味仕直段書上仕候以上

六組年行事

文政二年卯八月

一同

町年寄衆

御役所

右之通書上仕相納申候本町式丁目龜之尾二而認候二付惣組茶代差出
候事右直段下ヶ御書上之趣六組仲ヶ間一同承知依之惣組々二而一同
連印仕候事右書上之趣翌十八日御通達申上置候

八月廿四日通三丁目寿二而六組年行事組々御仲ヶ間一同臨時急寄合

有之物連印致八大勢二御座候組々茶代差出候事

六組飛脚屋仲ヶ間規定之事

- 一 御公儀様御法度之儀者不及申并諸家様方之御作法急度相守可申候事
- 一 御諸家様方通日雇御用向被 仰付候八、無御差支奉相動上候事
- 一 其御屋敷様二而御証文之外無躰之賃錢御願申上間敷事
- 一 御受負仕御屋鋪様御立御着之節下方之者二至迄喧嘩・口論為致申間敷候様急度可申付候事

一 下方引請并小指之者添陸尺・奴・日雇之人足都而苛察ヶ間敷儀無之様急度可申付候事

一 御名代・御所司代・御城代都而臨時御用向有之候節仲ヶ間内年行事迄人馬二心し人割差出可申候事

一 下り宰領等名目を申金子等無心二不正之儀申立候者有之候八、年行事分御訴可申上候事

一 外家業躰之者通日雇御受負候共仲ヶ間内二而下方引受并加判等決而致申間敷万一右躰之儀有之候八、仲ヶ間一同相談之上仲ヶ間相除可申付候事

一 通日雇受負仕御道中二而宿々問屋并泊宿難儀二相成候儀決而為致申間敷候事

一 道中立場茶屋等二而吞食仕候者有之候八、受負人分相払置其者急度相糺以後遣趣申間敷候事

一 六組仲ヶ間之内二而休株相成候而家業致候者有之候八、仲ヶ間一同相談之上其筋二寄御訴可申上候事

一 京・大坂・伏見飛脚屋仲ヶ間家業先之儀者何事二不寄熟談之上相互

二世話可致候事

右之條々急度相守可申候万一規定相破候者有之候八、仲ヶ間一同相談之上仲ヶ間相除其節一言之儀異儀申間敷候為後日規定連印一札仍而如件

文政三辰年六月

右之通規定取極六組

一同之帳面江惣組銘々

一 当月十九日六組取締一件之儀南御奉行様江御出訴奉申上候則六組年

行事為惣代京橋組三河屋幸次郎殿、大芝組尾張屋龜吉殿御兩人引受

二而御願二被及候依之外四組年行事共分惣代之方江差入候一札之写

一札之事

一 此度 町御奉行所様江御訴訟奉願上候二付貴殿方御兩人為惣代相願候処相違無之候依之組内銘々連印取置申候処実正二御座候為後日頼証文入置候処仍而如件

芝口組年行事

文政三辰年六月

近江屋源六

神田組年行事

河内屋五郎助

日本橋組年行事

米屋久右衛門

山ノ手組年行事

鳥飼屋佐右衛門

京橋組年行事

三河屋幸次郎殿

大芝組年行事

尾張屋龜吉殿

仲ヶ間規定

一地陸尺・手廻り之者江酒代等差出候処以来急度相止メ可申候若其節
 彼是等故障等申立候者有之候ハ、其組年行事月行事引受取扱方可致
 候当組内少人数ニモ御座候京橋組年行事可相頼候事

一辰十月四日御届ニ罷出候処芝口組年行事近江屋源六殿旁仲ヶ間取極
 之儀二付右之外五組分印証之書面取之候上ニ而格別骨折候而取極メ
 与申度由且又入用等決而相掛ケ申間敷書面源六殿分五組江差出候右
 之通源六殿分出し候書面源六殿分五組江出し候書面とモ京橋組三河
 屋幸次郎殿ニ有之候両通とも控有之候得共文面略之

一当巳三月十六日樽屋御役所今年行事とも一同被召呼去卯年仲ヶ間一
 同江直段引下ケ被 仰渡候処猶又引下ケ可致旨被仰渡翌十七日罷出
 私共仲ヶ間去卯年引下ケ直段書差上申候分ハ此上引方出来不仕候由
 一同年行事連印致し奉申上候委細者日本橋組年行事日記ニ有之候間
 此段略之候

一当巳三月廿六日暮六時迄二道中 御奉行石川主水正様御役所分御差
 紙ニ而明五ツ時罷出候様被 仰渡候二付名主・家主附添罷出候処六
 組飛脚屋仲ヶ間共惣人数書出し候様被仰候二付奉畏候趣御請仕罷帰

り夫分早速仲ヶ間一統寄合致し右人数書帳面相認御役所江四月四日
 差出置申候間則右惣人数書帳面巻冊相添置申候

一当四月四日例之通年行事一統御届ニ罷出候処翌九日早朝年行事罷出
 候様訴所ニ而被 仰渡候依之九日早朝一同罷出候処御白洲ニおゐて
 石川主水正様被 仰渡候二者六組飛脚屋之内諸家様方御供二而道中
 筋江罷出候節其時々名前行事之者共分印形相極逸々相届可申様被
 仰渡候間一同難有奉畏候依之一同御請印仕候

日本橋組年行事

伊勢屋久右衛門

外五組右同断

五人

道中御奉行

石川主水正様

猶以先月中御役所江差上置候仲ヶ間一同名前書本書ニ相認惣印形取
 極出来次第差出可申様被 仰付但西之内様とじ可仕様被 仰付候事
 御届書之儀ニ而御役所ニ而帳面どし候様被仰付候則左之とし当人と
 も印形いたし差上申候事

入置申一札之事

一此度仲ヶ間取締方一件二付町 御奉行所様江御訴訟奉願上候二付貴
 殿兩人為惣代相頼候処相違無之候依之組合承知連印銘々取置申候然
 ル上者御願濟 相成候節者人用金人別割合を以急度差出可申候其節
 故障之儀申者有之候ハ、仲ヶ間相除申候規定ニ御座候其節一言申間

敷候為後日仍而如件

文政四巳年五月

日本橋組年行事

越前屋八兵衛印

外三組年行事

何屋誰々印

京橋組年行事

三河屋幸次郎殿

芝口組年行事

六組取締方

六組年行事 萬屋弥助殿

願人惣代

右之通兩人之外組分入置申一札之写銀座藤岡二而寄合当組内廻り年行事御衆中御承知可有之候

京橋組之内三河屋角兵衛殿

代守助江

同組

江戸払

伏見屋平助殿

右者奈良御奉行所様御死去被遊若殿鎌五郎様御下り通日雇廿八人角兵衛殿受負二而為代り和平助殿御迎二罷登り候処当四月七日嶋ノ巢宿二而陸尺之者無賃之人足取之候由且平助殿助郷人足三五郎与申者疵付候与申由二承り候得共京橋組二而右書付相尋候処無之由承り

候趣認置

吟味中預之上

三河屋

文政四巳年七月廿五日

差構無之落着 角兵衛殿

吟味中手鎖之上

伏見屋

江戸払 平助殿

巳九月廿九日正五ツ時御呼出し被仰渡候趣御請書左之通

乍恐以書付御請奉申上候

一六組飛脚屋年行事一同奉申上候当四月九日諸家様方通日雇御受負仕候節者都度々々御届申上候様被 仰渡候処是迄御参府御迎之儀仲々間一同心得違二而御着之上御届奉申上候段奉御察度請奉恐入候以来御参府御迎通日雇被仰付候八、御迎出立已前早々御届奉申上候若其砌人数高相分り兼候八、追而着之節御届可申上旨被 仰付一同承知奉畏候依而御受証文差上申候処仍而如件

日本橋組年行事

通巻丁目儀右衛門店

文政四巳年九月廿九日

孫右衛門印

外五組年行事

惣連印

道中

御奉行所様

但組々銘々江申渡候

差上申一札之事

一私共請負差出候道中通日雇之者とも御雇有之御方々之權威を以於宿
 駅非分之仕方等致し或者猥り二手代り人足を取又者自分二可持御道
 具をも人足二持せ其身者馬駕籠二乗賃錢をも不相払其外宿方之者二
 対し非分之儀共申掛候趣入御聴此度御取締被 仰出候間其家々之掟
 を守り其宿二而相對致し宿方難儀二不相成候様可致義者勿論御休泊
 所二おもても都而苛察成候儀又者不行儀無之様致し宿役人共今申聞
 候儀不相用者有之候得者宿方江御訴申上候様被 仰渡候間万一此上
 無法之者御座候得者御召捕二相成御吟味之上御仕置被 仰付候条兼
 而其旨相心得諸事寛政元酉年被 仰渡之通承知奉畏候若相背候八、
 御科可被 仰付候依而御請証文差上申候処如件

日本橋組年行事

通言丁目儀右衛門店

文政四辛巳年十一月十三日

佐次兵衛印

同組

惣連印

道中

御奉行所様 但石川主水正様御役也

口上

一去ル巳十一月十日東海道大津駅二而長州様御女中御泊り之節ぐでん
 去名古屋松友徳京伊三加賀伊助右五人之者下宿江踏込乱妨いたし候
 二付右之者共捕置長州御役人今宿役人江相達し候処宿役人今段々相
 詫有之候二付内済仕候得共萬屋弥市受負中二付此段御届申上候処今
 朝五ツ時萬屋弥市并六三郎藤吉年行事弥助右町役人差添可罷出旨道
 中御奉行石川主水正様今御差紙頂戴仕候二付罷出候間此段御達申候
 以上

大芝組年行事

文政五年閏正月廿五日

萬屋弥助

一当午三月廿七日藤岡寄合致し去巳五月中六組仲ヶ間取締方願書出候
 処御聞濟可有之由御沙汰御座候由二付右人用御言人前金壹兩宛出金
 可有之候間御一同御聞置可被下候段被下聞此段御承知可被下候
 四月廿三日御差紙二而六組仲ヶ間年行事翌廿四日五ツ時罷出候処被
 仰渡候趣御請書左之通

乍恐以書付御請奉申上候

一六組仲ヶ間年行事共一同奉申上候今日一同御差紙頂戴罷出候処近来
 通日雇請負人足不足之節者根出宿迄持出し宿人足共之内を相對を以
 通日雇人足之内江受荷物為持登り戻り之節者中仙道同様之稼方二而
 罷下り候者間々有之哉二御聴二達し右躰根宿人足書召連候儀者心得

違二有之候根宿之者通日雇二差出候儀已来致間敷旨私共之組限り受
 負人共江申聞小差共江も雇主之情々申渡候旨被 仰渡一同承知奉畏
 候六組一同此段敵敷申渡宿抱人足共召連申間鋪候様可仕候依之一同
 御請証文差上申候処仍而如件

日本橋組年行事

通巷丁目儀右衛門店

文政五年四月廿四日

孫右衛門

外五組

年行事

道中

御奉行所様 石川主水正様

但六組一同承知印形連印取置候事

乍恐以書付御訴奉申上候

一六組飛脚屋大芝組年行事西応寺町久次郎店弥助奉申上候太田撰津守
 様御參勤当月十日遠州掛川表之御発足東海道通同十五日江戸表御着
 被遊候節前日十四日品川宿御泊二而受負人同組高輪北横町又右衛門
 店平右衛門差添同組高輪北横町家持八右衛門儀御供仕罷下り右御屋
 敷役人中迄懸合致居候前江手廻り芝富山町家主不存伊三郎其外多人
 数罷越右八右衛門を呼出し酒手金拾兩呉候様申候二付断二及候八、
 御着之節口論二而茂仕懸ケ可申哉難計御差支二も相成候而者恐入候
 二付無是非金四兩式分伊三郎江遣外二部屋江名前不存者江金式兩遣

し候故右之者共不残引取申候尤右之者共八右衛門儀一向知人二而も
 無之者二而理不尽之儀故此度御取締之儀被 仰渡も御座候間此段御
 訴奉申上候以上

大芝組年行事

芝西応寺町久次郎店

文政五年七月廿一日

弥助

道中

御奉行所様

右之趣御訴奉申上候二付同月廿九日双方江御差紙相附罷出候処御吟
 味之上芝富山町栄次郎店伊三郎御吟味中手鎖被 仰付其日者引取申
 候趣六組惣年行事衆江弥助殿より通達有之候当月四日年行事御届罷
 出申候処右一件大芝組年行事之御訴申上候儀二付以来六組一統取締
 相成候儀者当組御呼出之節御番所江罷出候尤京橋組・芝口組・神田
 組・山ノ手組惣年行事一同腰懸ケ所迄罷出居候処同日双方御呼出し
 之上右手鎖人伊三郎儀御吟味之上同人方同居金五郎・音五郎・吉五
 郎・市五郎・由五郎并桜田伏見町武兵衛店徳次郎、西ノ久保芝月手
 町孫兵衛店武助都合九人之者共御吟味中手鎖御預ケ被 仰付引取申
 候
 右二付取扱人立入相詫候二付当八日銀座式丁目藤岡二て六組年行事
 一統寄合致し以来取締之儀者相談いたし夕方引取申候
 同十九日御呼出し二而御吟味二相成日延致シ遣申候

同廿五日双方罷出候処其日流れ

同廿九日御吟味之上己手鎖人一同牢毛可仕様子二而御猶予を相願

吳候様取扱人立入被頼候二付来ル九月二日迄御日延相願候処御聞濟

二而引取申候

九月二日罷出候処流れ二相成引取右之趣二御座候当四日二者堺屋小

右衛門方御立合被下候

入置申為取替証文之事

一 去寛政元酉年四月中道中御奉行根岸肥前守様御勤役之節六組飛脚屋

仲ヶ間御取極被成下候処道中筋之儀毛敵敷御取締被 仰付候得共於

御府内素人二而上下渡世之旅人宿致候者儘有之道中二而取逃欠落

仕候者調方行届不申難儀至極仕候二付今般別紙之通町 御奉行筒井

伊賀守様江奉願上候処拾言組人宿衆中故障之儀有之候哉之旨喜多村

御役所より御糺二御座候然ル処拾言組衆中奉公人筋者勿論古来分道

中通日雇御受負致来候二付以来共是迄之通双方為申合家業相続仕候

様猶亦篤与熟談仕候上者此度御願之筋俱二被成御願下忝存候然ル上

者不依何事相互二通達いたし異失無之様可致候若違乱之筋毛有之候

八、何様二毛可被仰達候其節一言之儀申間敷候為後日為取替証文入

置申候処仍而如件

文政五年年

狩野探信屋敷

三河屋幸次郎

大芝組芝西応寺町

萬屋弥助

日本橋元大工町

大津屋喜兵衛

京橋門前水谷町

近江屋吉右衛門

銀座新両替町

近江屋源六

神田元飯田町

河内屋五郎助

山ノ手赤坂伝馬町巷丁目

出雲屋弥太夫

拾言組

御年行事衆中

京橋組分之廻状

御勇健被成御座珍重奉存候然者但馬屋弥三郎殿入牢二付明六日見

廻差遣申候甚以御苦勞二奉存候得共左之通奉願上候猶又御面会之上

可申上候以上

京橋組年行事

近江屋吉右衛門

田村屋半兵衛

惣御年行事衆中様

金言両式分 言組

六ッ割

金吾歩宛

一 御届書両通とモ調印仕大喜助二手代藤助二為持遣し候節代藤助御役所江持参仕候処不相済久右衛門当病之由御願申上候得共夫二而モ不済翌四月十六日兩人共罷出御請仕候得者毎度年行事之者共心得遣仕候趣たんと御叱御座候以来者年行事自身持参可致前々申付置候得共甚心得違之由急度一同江可申通旨被 仰付候何れモ御供已来者左様思召年行事之者とモ御同道可然奉存候当日出立甚不在候前日御届可然候

日本橋組年行事

午四月六日

久右衛門

御年行事衆中様

乍恐以書付御訴訟奉申上候

一六組飛脚屋仲ケ間惣代年行事狩野探信屋敷利八店幸次郎、芝西応寺町久次郎店弥助奉申上候私共家業之儀者京都日光 御名代様方諸御役人御在番様方諸大名様方并御家中様方道中通日雇御受負数年采仕来候儀二御座候然ル処天明八申年正月廿八日山村信濃守様御勤役之節東海道并木曾路道中とモ小揚取住所不知悪者共宿々江徘徊仕諸御武家様方御往来之節御供立候附添或者野田文者山中二而無駄二金錢無心申掛其上御荷物二取附無断かつぎ余り格外之賃錢寝徒り取又者於御泊宿私共召連候日雇之者共帳場二而勘定仕居候処江多人数押込喧嘩等仕懸ケ乱妨仕必至と難渋仕候二付右躰之儀無御座候様以 御

慈悲御触流被成下候様御訴訟申上候得者御糺之上天明九酉年正月十七日願人共被為 召出道中 御奉行根岸肥前守様江御引渡二相成候段被 仰渡右御役所江可罷出旨是又被 仰渡難有奉畏候則同月廿日右御役所江罷出候処幸ひ道中宿方分同様之儀願出候儀モ御座候而被 仰渡追々御吟味之上素人受負之儀者無差構私共仲ケ間人数百九拾四人古来より飛脚屋と相唱来候処寛政元酉年四月三日右人数二而六組仲ケ間組株御定被成下置猶又前書願之通宿々江モ御触流被成下置且又於道中諸御屋鋪様方御供二召連候日雇之者足痛病人等御座候節者宿役人江得と相掛合無差支致取計百九拾四人之者町所名前印形帳五海道宿々江差出候様被為 仰渡候二付仲ケ間之者一同難有仕合奉存候右之趣山村信濃守様御番所江御礼御訴奉申上候然ル上者京・大坂・伏見又者諸家様方御国受負人共之儀者旧来存合之者故相互二仲ケ間規定申合行届向後被 仰付候御触等モ承知仕猶又遠国御役人衆中様方之御通行之節御登り下り共道中聊モ御威光を以毛頭不法之儀をモ不仕神妙二御供仕候得共仲ケ間外余人受負之儀者差構仕間敷之旨仲ケ間御取極被下置候節被 仰渡候儀奉畏候然ル処日雇或者渡り徒士・同陸尺・同手廻り・押右入口其外御出入之者江通日雇用向被仰付候故猶又於道中筋 御威光を以宿々江毛頭旅行仕候儀モ万一可有御座候哉と乍恐奉存候然ル処素人受負之御諸家様御通行之砌日雇并小指等二至迄道中二おゐて不埒成義をモ御座候得共私共儀者組株御取極被成下置候故是迄何事二不寄道中宿方分私共仲ケ間目当二相手取被是申上道中 御奉行所様江是迄度々御訴訟申上候尤其節

之申開仕候然ル上者上下渡世之旅人共六組飛脚屋仲ヶ間内二差置候
 得者万端仲ヶ間規定等為申聞候得者取締尤万一御尋之者又者取逃欠
 落等之者御座候而も調方行届且又不在者者仲ヶ間一同申合召遣不申
 候得者第一諸家様方御用并自ら取締行儀等格別宜相成候儀二御座候
 処近来一統猥り二相成上下渡世之旅人共素人宿江差置致家業候二付
 道中筋不取締不行儀も間々有之候二付私共仲ヶ間之者甚迷惑仕候間
 依之素人二而上下渡世之旅人宿仕候者者私共仲ヶ間江致加入同様家
 業仕候八、道中往来之節者不及申猶又組内々規定等得与為申聞候
 八、仲ヶ間一統取締宜可有御座候哉与乍恐奉存候且又諸武家様方御
 道中通日雇御用向被仰付候節御発駕并御宿之砌通日雇之者共多人数
 込入混雜仕候二付万一喧嘩口論等為無之渡り徒士・陸尺・手廻り・
 押等江夫々酒肴少々宛差遣置当日無滞右御用相動来候処近来私共通
 し日雇御用向御受負高多少之無差別右渡り徒士其外之者共儀右遣し
 候酒肴之外祝儀与号無躰二多少之金子無心申掛ヶ少々差遣し候坎又
 者受負高聊之節無拋及断候得者其砌者事済し置御発駕并御着之砌御
 門内外或者宿元又者御通行之途中江多人数罷出理不尽二通日雇之者
 江口論仕掛ヶ御供先御差支相成候様二仕誠二家業妨二相成候二付任
 申旨酒肴之外二無唱多分之金子寝徒り被取申右断候得者前書之始末
 二付誠以私共仲ヶ間一同乍恐必至与難渋仕候間何卒格別之以 御慈
 悲前書申上候素人二而旅人宿仕候者一同私共仲ヶ間江加入仕候様且
 渡り徒士・陸尺・手廻り之者被 召出右躰寝徒りヶ間敷儀一切不申
 掛并御武家様方御発駕御着之節者理不尽成る家業不仕候様敷敷被

仰付被下置候八、仲ヶ間一同難有仕合二奉存候且前書私共組合御定
 被下置候節者願書并道中 御奉行様江差上置御請証文其外御触書諸
 書付写相添此段奉願上候以上

文政四巳年五月

狩野探信屋敷利八店

幸次郎

家主

利八

芝西心寺町久次郎店

弥助

家主

久次郎

御奉行所様

被 仰渡之趣

六組飛脚屋仲ヶ間惣代年行事

狩野探信屋敷

幸次郎

同

芝西心寺町

弥助

此者共儀道中通日雇之儀二付所々申上願出候間相糺候処差支之儀無
 之候間願之通申付候併訴状之内渡り徒士・陸尺・手廻り・押等寝徒
 りヶ間敷儀申掛致し候旨申立候得共取留又候儀も不相聞候間不及沙

汰候右之通被 仰渡奉畏候為後日仍而如件

文政六未年四月十八日

京橋辺

町々御触流し

道中通日雇之儀前々度々御触流有之猶又去々巳年道中方之儀二付当所六組飛脚屋仲々間之者共申立取締のため素人二而通日雇宿致シ候者共者六組飛脚屋仲々間江致加入諸御触并規定等申合家業致候様申渡候儀相願糺之上願之通申付候以來素人二而通日雇宿致候者者六組飛脚屋仲々間江致加入可致渡世候右之通從 町御奉行所被 仰渡候間町中家持者不及申借屋店借り裏々迄不洩様名主支配限り月行事持之場所迄も入念可申継候以上

北口年寄

鎌倉町名主

未四月十六日

平四郎

乍恐以書付奉願上候

一城州伏見南部町家持津国屋太郎兵衛、京橋弥左衛門町藤助店伊三郎・同人倅初之助一同奉申上候当四月中太郎兵衛御請負申上候御荷物伊三郎下受負仕中仙道勢州津迄持越候通日雇人足之内熊谷深谷両宿之間東方村境内二おゐて御役人様方江対し苛察之儀有之御吟味被仰付奉恐入候右二付茂吉・仁太郎・仁助儀御尋被 仰渡候処右三人之者共新町宿止宿之節其夜欠落仕行え相知不申伊三郎江右之者共出

生御糺御座候処篤与相弁不申旁不行届之段御差留奉受一言之申訳無之奉恐入候依之太郎兵衛・初之助手鎖御預ケ被 仰付元來取計方不行届又者申付方等閑之段御吟味奉受逸々可申上様無御座重々奉恐入候此上道中筋二而通人足之者苛察之儀者勿論人足雇人方出生等与不知知者者雇人不申右躰之儀無之様猶又篤与取極以來急度相慎可申上候間何卒格別之 御憐愍を以此度不來不調法之儀御馬先被成下置候様偏二 御慈悲奉願候以上

未四月

太郎兵衛

伊三郎

初之助

前書右之者共奉申上候不取計不調法不届之儀此上御吟味奉受候而者於私共茂可申上様無之奉恐入候以來之儀者道中筋江差出候通日雇小指才領とも苛察之儀者勿論雇人方急度相記名前住所相尋□二心付可申候間此度之儀者私共一同裁量二也 御憐愍被下置候様 御慈悲奉願上候

伊三郎

右伊三郎倅

初之助

前書二有之候一件落着始末

差上申一札之事

中仙道往還武州東方村地内二おゐて通日雇人足共苛察之取計致方二

付一同被 召出再応御吟味之上左之通被 仰付候

一 太郎兵衛・伊三郎儀道中筋二おゐて通日雇之者苛察法外之儀等為致申間鋪旨每以被 仰渡別而近来御取締向も厳重被 仰渡候処申付方

不行届故既二藤堂和泉守様御元江御暇之節太郎兵衛請負伊三郎下受負二而差出候人足共中仙道往還武州東方村地内二おゐて御用二而御通行御座候御評定所御留役様方江対し苛察之取締致候次第二相成刺和泉守様御役人中より右次第糺取之後も 御奉行所江御訴可申上

心附も無之手延之取計致候故右人足不残逃去行え不相知様相成殊二伊三郎者身元も不知者共を小指治兵衛二任せ申雇入太郎兵衛者御吟味中通日雇受負致候始末銘々不届二付太郎兵衛儀者伏見御構伊三郎一同江戸払被 仰付候

但御構之場所徘徊致間敷被仰渡候

一 五左衛門・熊次節儀御道中筋二おゐて人足とも苛察法外之儀等不致候様通日雇受負仲ヶ間之者共江嚴敷被 仰渡も有之候段乍相弁藤堂和泉守様御元江御暇之節御家老中被召連候通日雇を五左衛門受負熊次郎下受負故既二東方村地内二おゐて御評定所御留役様江対し苛察之取計方致候次第二相成刺右御家老中御尋有之候節人足共を一卜通相糺候上二而等閑二致置殊二熊次郎者小差渡世致候身分二而身元も不相知者共を雇入候故人足共之行え手掛りも無之始末二罷成不届二付兩人共所払被 仰付候

一次兵衛儀道中通日雇之者共苛察法外之儀為致間敷旨受負人共江嚴重被 仰渡候も有之候を不弁小指之身分二而人足共江申付方不行届故

東方村地内二おゐて御評定所御留役様江対し苛察之取計致候次第二相成其上身元も不相知者共を世話致伊三郎江為雇入候始末不埒二付過料五貫文被 仰付候

一 初之助儀者無御構段被 仰渡候右被 仰渡之趣一同承知奉畏候且過料錢者三日之内大貫治右衛門様江可相納旨被 仰渡候是又承知奉畏候若相背候八、其科可被 仰付候仍而御請証文差上申処如件

伏見御奉行支配

城州伏見南部町家持

太郎兵衛

文政六末年八月三日

右城州伏見南部町

町役人惣代問屋

四郎兵衛

弥左衛門町藤助店

伊三郎

右伊三郎倅

初之助

右同方二居候

治兵衛

右家主

藤助

五人組

請左衛門

備中「」茂吉

名主仁右衛門預り候代

右三人之者共江戸表見当り次第蜜々年行事迄可申出候

吉兵衛

右之趣組々一同江為申聞候様年行事一同江被 仰渡候且又諸家様か

藤堂和泉守領分

た并御家中御出立之節当日雇之儀兼而被 仰渡候通当日届ケ不相成

勢州安洗津弁天町家持

候其儀得与御承知可被下候已来心得違無之様 御奉申上候御承知二

升屋

候八、印形可被遣候以上

五左衛門

未八月四日

八月年行事

町役惣代年行事

右躰不行届無之旨御通達一同承知印形仕候

越前屋孫右衛門

加兵衛

石原清右衛門御代官所

東海道大津宿家持

乍恐書付を以奉願上候

熊次郎

宿役人惣代年寄

一六組通日雇年行事通壹丁目儀右衛門店孫右衛門、京橋組同水谷町弁

平右衛門

助店吉左衛門、芝口組同兼房町藤次郎・庄次郎兵衛、神田組同皆川

六組通日雇受負人

候今般

年行事惣代喜助店

松平越中守様

奥州白川今品川迄

吉左衛門

請負人

神田組久右衛門町式丁目安兵衛店

道中

福嶋屋宗七

御奉行所様

品川宿今東海道桑名宿迄

日本橋組川瀬石町重兵衛店

米屋久右衛門

備前 伊太郎
同 仁助

ノ

京橋組瀧山町忠右衛門店

萬屋弥助

松平下總守様

若狭屋忠右衛門

道中

請負人

芝口組桜田善右衛門町家持

御奉行所様

平野屋源八

右之通二而御聞濟有之候

大芝組芝新門前吉丁目

一喜多村様御役所掛り林忠右衛門殿今并右兩人御類焼二付六組仲ヶ間

代地家持

年行事為惣代為御見舞目録遣し申候此割合吉人二付錢百文宛

阿部鉄丸様

政田屋源兵衛

一同申三月八日 銀座藤岡二て年行事寄合割合惣組返達仕候

請負人

越前屋孫右衛門

ノ

一六組仲ヶ間行事衆於銀座藤岡二寄合有之候春中も御一同御沙汰有之

右御取替二付来九月上旬今日々引続御引越通日雇銘々被仰付受負仕候何卒右御届之儀者美濃紙帳面二仕立日々人数差立高書加へ吉ヶ月限り毎月晦日二御届ヶ奉申上候様御聞濟被成下置候様偏二奉願上候以上

日本組年行事

參勤之砌上下者出払候而者御吟味も相当り候二付三河屋幸次郎殿代越後屋新兵衛殿・萬屋弥助殿兩人六組為惣代右素人二而上下者差置

文政六末年

京橋組内

用差出可申書付差入申候

八月廿八日

芝口組内

文政七申年四月十八日

近江屋吉左衛門

一同七月十五日京橋組今申来候而藤岡江寄合例之通喜多村御役所江御進物遣し志組今金巻歩卜三百三拾六文ツ、割合一同御承知

加賀屋次郎兵衛

一文政七申年閏八月六日銀座藤岡二て寄合同七日道中御奉行石川主水

神田組内

正様江日光御用人足之儀以書付御伺奉申上候処九日日光江殿様御発

長門屋新八

駕二而御取込二候間御着之上御伺可申上候様御訴訟前二而被

大芝組内

仰渡候

一 御老中水野出羽守様申年日光江御癸駕二付日本橋組之内川瀬石町家
持久右衛門受負致候御届日本橋年行事孫右衛門致候処同廿一日帰府
仕是又致御届候

一 日光御調所より六組年行事御呼上差紙参外五組同道罷出候先日道中
御奉行所江来酉年日光 御参詣二而通日雇人馬之儀奉願上候処右願
書御調所江相廻り候二付御察度被 仰渡候其上御仕法帳相下り右之
写左二

一 来酉年日光山 御参詣二付供奉之衆往返通人馬受負方相願候上者道
中筋人足馬士共荷物附送大切二取扱才領・小頭之者者取締方人念神
妙二可相勤候則御勘定江伺之上仕法帳左二申渡候

一 安永度者通人馬寄所御府内所二明地之内見立小屋敷銀之趣之処此度
者右先格相改供奉之衆人馬入用辻取極次第兼而受負之者分其向江及
掛合先方屋敷内又者明千屋馬場等江 御成前分人馬為相詰可申候

一 御泊宿二おゐて仮小屋鋪銀差置毎朝供奉之衆旅宿夫々操入候而者可
致混雜二付此度者矢張供奉之衆旅宿内江人馬操込差置尤賄方飼料者
受負人と毛手二而払方可致候

一 病馬足折人足有之節之ため代人馬江戸表分可召連右代り人馬之分者
受負共所対二而別宿江出可申右之分別段賃永者不被下二付尤人馬賃
永之内見込受負金高可申聞候

但代り人馬之儀正人馬正人足拾人正馬拾疋二付何人何疋ツ、可
差出段兼而可申立候事

一 諸荷物貫目之儀御定之通駄荷本馬四拾ノ目迄乗掛本馬式拾ノ目迄人

足壹人持五ノ目之積

り其余過ノ目無之様兼而供奉之衆其筋江御達し可有之候筈二候

一 長持釣荷方持之類四人持又者五人六人持者貫目二而毛平日道中筋二
於ゐて荷物馴候者者丈夫之人足数二無之候と毛丈夫二持通し相成候
八、賃錢十貫目当りを以取引人数者相对次第不足二而毛不苦候

一 人馬賃永之儀受負高取極メ候節三分通其後御時節前三分通兩度二都
合六分通内備金相渡 還御之上残金四分通相渡可申候

一 人馬賄料鳥飼料共先二おゐて俄二直段引上候而者受負人共可致迷惑
二付弥受負人取極り候上者岩槻・古河・宇都宮領主并日光奉行ノ下
方江相当二直段取引可致旨御勘定所分御達シ有之候御時節至り候而
毛直段不引上事相心得人馬賃永積り上可申候

一 日数之儀往返八日日光山逗留三日都合日数十一日之積り相心得人馬
賃永受負直段可申聞尤其時逗留日数相増候坎又者 御成道之外道筋
違通行之向余慶之日数相掛り候八、其分日割を以増永可相渡候

一 人馬村出し已前不用二相成候而も受負金高日数割を以一日分可相渡
候并一端江戸差之上不用二相成候分日数三日分相渡可申候

一 請負人并才領・小頭者同心江分り宜様法皮着用之積二付右法皮一手
切色替二いたし後江之方江丸之内通しといふ字相記し右法皮色合紛
敷無之様申合書可出候

但馬何疋二才領何人人足何人二付同断何人所調可聞濟候段可申出
候事

右仕法書之趣を以受負金子成丈下直二積立何人何疋者可引受段早々

可申聞候以上

文政七申年九月

日光御用調所

右御仕法書帳六組江も吉冊ツ、相下り申候

一日光 御参詣御用二付道中御奉行所様江六組行事二而差出願書写し
左二

乍恐以書付奉願上候

一六組飛脚屋仲ヶ間年行事共一同奉申上候来酉年四月中日光山江被為遊 御参詣候二付諸御役人様方御供通し日雇人足御用被仰付有之候八、兼而家業躰二付六組日雇方受負人とも申合為相勤候様可仕候并御堅メ御大名様かた御大消諸家様御出入御用も相勤候二付格別多人數二相成候間当年之内諸国熟合之者共江掛合手当為仕候様引合并銘々調達を以内金渡置候様仕度左様二無之差掛被仰付御差支相成候而者奉恐入候乍恐此段御伺奉申上候格別御大切之御用二付此段御聞濟被下置候様奉願上候以上

文政七申年九月

六組年行事

一同連印

御奉行所様

一日光御用御調所より御仕法相下り御察度之儀二付組々寄合いたし六組行事銀座藤岡二て寄合有之候

一馬喰町御調所江三度行事計り罷出候

同九月廿一日

一日光御用人馬直段書差出ス

但賃銀之儀六組行事二而相互二入札致し合平均二而人三両九匁八厘馬七両三分九匁五分八厘二相成候得とも

左之通評議之上書上

人壹人二付 金三両ト永百文

馬壹疋二付 金七両壹分式朱

右之通六組行事連印二而差上翌廿二日五ツ半時可罷出旨被 仰渡

同廿二日

一昨廿一日日光御調所二而可罷出旨被 仰渡候二付其刻各罷出候午中

刻頃乍氣之毒明廿三日罷出候様被 仰付即刻引取

同廿三日

一御調所江已刻六組行事相揃罷出候外口々四手有之候衆中一同二被

仰渡候者四手分差出候賃銀馬壹疋二付永廿五文相増六組之方者人足

壹人二付永式百文相増候間相談致し引下ケ相成候八、引下ケ可申旨

被 仰渡候候而宿森田屋江下り四手之衆中惣代六組行事一同相談之

上左之通認出ス

御調二付乍恐以書付御請奉申上候

一来酉年日光山 御参詣二付御供奉諸家様御往来通人馬之儀先達而中東海道筋中口千住口幸手宿一同江御仕法書御渡被遊人馬賃銀等夫々奉申上候処猶又六組飛脚屋仲ヶ間行事共右通人馬御用相勤可申段

奉伺賃銀是又一同二取究可申趣左之通被 仰渡候病人馬代之儀正人
足拾人二忝人宛正馬式拾疋二付代り忝疋宛差加江宰領等小頭者人足
拾人二付忝人宛馬拾疋二付忝人宛差添候積其外者都而御仕法書之通
相心得可申事

馬忝疋二付金七両忝歩卜永百廿五文

外二永廿五文 四手之方二而直段引可申分

人足忝人二付金貳両三分卜永貳百文

外二永貳百文 六組之方二而直段引可申分

但人馬數之儀諸家様方御取極次第御配当可被仰付不限多少直段二而

御受負可仕候

前文賃銀双方共御吟味減并代り人馬宰領・小頭等都被 仰渡候
通二而聊無御差支御用相勤可申候右御糺シ二付奉申上候通相違無御
座候以上

東海道川崎宿

文政七申年

問屋 助右衛門

九月廿三日

年寄 達右衛門

神奈川宿

問屋 清九郎

年寄 源兵衛

程ヶ谷宿

問屋 清太夫

年寄 四郎兵衛

戸塚宿

問屋 四郎右衛門

年寄 文蔵

藤沢宿

問屋 右馬之助

中野組神田富永町

伊勢屋半兵衛

芝田町式丁目

木具屋藤八

右惣代品川宿

名主 庄十郎

年番後見 庄九郎

中野村名主

堀江卯右衛門

浅草花川戸町

京屋幸右衛門

日本橋組川瀬石町

米屋久右衛門

六組飛脚屋仲ヶ間

日本橋組年行事乗物町

式丁目庄五郎店

堺屋小右衛門

同

京橋組年行事水谷町

喜助店

近江屋吉左衛門

同

芝口組年行事新両替町

式丁目家主

近江屋源六

同

大芝組年行事西心寺町

一来酉年日光御用筋二付十月四日京橋組之内三河屋幸次郎殿今内談寄合申来六組行事不残寄合暮方引取

一十月十八日夜日光御調所今六組飛脚屋日本橋組小右衛門同断京橋組年行司水谷町喜助店近江屋吉左衛門明十五日昼時過可罷出旨之御差紙到来之節御差紙御返却可申段被仰下候

一同十九日昼前馬喰町四丁目馬場森田藤七方江兩人相揃即刻御役所江罷出候御達し左之通二付則御書付帳面江御請印可仕旨被仰下奉畏任仰候則写

御請書

一来酉年日光山 御参詣被 仰出候処当秋打続水難二付御延引来々戌年御参詣可被遊旨被 仰出候

右之通御書付出候段被 仰渡承知奉畏候然儿処私共受負奉願候御用

向之儀當時御伺中二付来々戌年迄御延引相成候共是迄御吟味受候御

直段之外増方等者難及御沙汰二候旨是又被 仰渡承知奉畏候相仕組合等江薦与申聞候様可仕候依之御請印形奉差上候

六組飛脚屋年行事惣代

日本橋組年行事

乗物町代地庄五郎店

堺屋小右衛門

文政七申年十月十九日

京橋組年行事

水谷町喜助店

近江屋吉左衛門

中村様

山田様

伊奈様

御役所

一去儿申年十二月廿三日喜多村御役所今六組年行事并大津屋清介次二各江御配府到来翌廿四日可罷出旨依而罷出候

但大津屋友次郎殿休株相続願之儀

道中御奉行所様者拙者当り月十月四日願之通御聞濟被遊被下御帳江清介殿印形被致相濟申候得共近例二而町年寄喜多村御役所江猶又届

有之候由二付諸組聞合可致心得之処十月四日三河屋幸次郎殿宅江日光一条二付相談有之六組行事寄合候二付清介殿一条談之上取極申候

得共新例故可成丈見合内々聞合等毛致候処是非と毛喜多村江毛不屈

候而者不成訳二付十一月六日当人清介殿掛り年行事小右衛門両印二而十月四日相談之上願出候処書面等直し候得共略又取用二相成候様左二記又

喜多村御役所分左之通認可申旨御差函二付写置

乍恐以書付奉願上候

一六組飛脚屋仲ケ間日本橋組元大工町弥兵衛店卯平方二同居仕罷在候大津屋友次郎儀去ル亥年五月中病死仕候二付休株二相成罷在候処此度同人増大津屋清助江株式譲り度之儀奉願候処願之通被 仰付候二付以来仲ケ間之者共江被 仰渡通堅相守可申旨被 仰渡奉畏候為其御帳江印形仕置候以上

宅本町三丁目菱屋裏二而

同御役所

金式百疋

御広間中

御役所小遣衆

鳥目五拾疋

御年番中

此節新例初二付行事共江者礼無之旨十月四日小右衛門一同江及対談置候間一切いつれも不遣候

同日席二

一喜多村御役所江歳暮之為御祝儀近例有之

金壹両三分式朱卜百文相掛り候二付右六ツ割二而

六匁三分

日本橋組九人

三拾式匁式分

京橋組四拾六人

拾三匁三分

芝口組十九人

廿四匁五分

大芝組三十五人

但言人七分ツ、之由二御座候

一京・大坂・伏見分願之一件京橋組三河屋幸次郎殿分申来候趣左之通

写置申候

一諸家様方御參勤御交代之節江戸御仲ケ間其外御手先二御遣被成候仁品川宿并御泊り宿之上御送り迎二罷出酒代等貸呉候様申候二付甚以迷惑仕候二付依之当地仲ケ間之者町 御奉行様江此段御頼申上候已来右躰之儀不仕候様二右三ヶ所仲ケ間一統二此段御願申上候取極り候二付右之段其御地御仲ケ間江為御知申上候此上右躰之仁有之候得

喜多村

御役所様

右者十月之掛り行事二而拙者二御配府参り相勤候事

喜多村手代衆頭

金式百疋

林忠右衛門殿

者殿敷御咎申付候節御氣之毒ニ奉存候ニ付其御仲ヶ間御衆中様宜敷御伝達可被下候以上

右之通申来候間御仲ヶ間右躰之仁有之候八、掛り合ニモ相成候ニ付一応此段申上置候以上

京橋組年行事

文政八酉年三月廿二日

三河屋幸次郎

日本橋組年行事

越前屋八兵衛

惣組年行事

其外一統江

神田組元飯田町五人組持店年行事五郎助殿今来ル

一 当二月廿五日急廻状を以申来候趣櫻井忠左衛門様御茶壺之御用向ニ付先出入神田組之内三河屋清兵衛殿御用向相勤来候処山ノ手組之内遠州屋忠兵衛殿江御用向被 仰付候ニ付先御出入三河屋清兵衛殿六組仲ヶ間規定等を申出入ニ及候段町御奉行所江御願山ノ手組遠州屋と出入ニ付六組年行事二月廿五日御差紙を以被 召出候而六組取扱人二而又々三月四日二罷出候処相流三月七日罷出又々相流三月十日罷出候処又候相流三月十二日熟談内濟ニ相成候
一 無是非当二月八日奉御訴訟申上候得者同十四日二可罷出旨被 仰渡御裏書頂戴相付公事合当日双方罷出相手度々返答書奉差上御吟味ニ相成六組飛脚屋仲ヶ間年行事通志丁目儀右衛門店八兵衛狩野探信屋敷利八店幸次郎新町替町式丁目家主源六芝西応寺町八十吉店重兵衛

元飯田町五人組持店五郎助鞠町隼町五人組持店鉄五郎被 召出仲ヶ

間規定等御糺御座候然ル処前書櫻井忠左衛門様通日雇之儀者去ル十月二月中願人清兵衛方ニ被仰付猶又当正月中相手忠兵衛江同様被仰付清兵衛方者御断被成候儀ニ御座候忠兵衛儀八清兵衛分右御屋鋪御受負一札差出候儀ニ付仲ヶ間自法相背候儀二者無之候得共糺方不行届儀ニ御座候依之仲ヶ間年行事共取調一旦清兵衛方ニ而受負候儀ニモ有之候間此上兩人申合相努候様御用向者忠兵衛者人二任せ相口銭内忠兵衛方分金式両清兵衛方江差出候御対談仕候上者同人モ此上御吟味可奉願上儀無之以来双方無申分熟談内濟仕偏ニ御威光与難有仕合奉存候依之為後証済口証文差上候処依而如件

文政八酉年三月十三日

神田組桜木町

三河屋清兵衛

山ノ手組

遠州屋忠兵衛

六組年行事

六人

名主家主五人組

町

御奉行所様

一金式両也

右者此度櫻井忠左衛門様御用向ニ付我等方江被仰付候処其後又候貴

殿江被仰付右始末二付乍恐御訴訟申上候処六組仲ケ間年行事衆御呼出し相成取扱被 仰付候二付熟談之上兩人二而相勤候積二而御取扱を以遠州屋忠兵衛殿江御用向之儀相任為口錢書面之金子段々受取内済熟談無申分御下ケ奉願上候以上

神田組桜木町

文政八四年三月十三日

三河屋清兵衛

御取扱人

六組御年行事衆中

一 御番所入用左之通神田組三河屋清兵衛殿麴町遠州屋忠兵衛殿右兩人

二而

金言歩式朱卜

惣ノ惣組年行事名主主人用委細八日本橋組二有之候二付略之

壹貫六百廿文

乍恐以書付奉願上候

一 六組仲ケ間飛脚屋年行事共一同奉申上候京都 御上使并御所司代二條御在番京廻り御大名様方通日雇私共仲ケ間二而御受負申上候処京都着仕候得者京家様方御抱陸尺・手廻り・中間等酒代呉候様每度寝待りケ間敷儀申掛ケ遣シ不申候得者大勢参り喧嘩等いたし懸ケ甚難渋仕候二付少之儀者勘弁仕差遣候様成行候二付追々相募り唯今二而者大金を寢徒申候間仲ケ間一同難渋仕候依之京都奉公人入口并部屋

頭共江右躰之儀以来無之様夫々奉公人共迄行届候様御慈悲を以敵敷被為 仰付被下置候八、仲ケ間一同御仁恵之程重々難有仕合奉存候以上

六組年行事

文政八四年六月十日

道中

御奉行所様

六人

右願出候処京都二而何与申者二酒代何程遣候哉篤与相調候而来ル十日迄二可罷出旨被 仰渡候二付願書御下ケ二相成引取申候

乍恐以書付奉願上候

一 六組仲ケ間飛脚屋年行事一同奉申上候日本橋組川瀬石町家持武右衛門神田組小柳町 店惣右衛門山ノ手組裏伝馬町壹丁目佐兵衛店八右三人之者共去ル文化十三子年日光 御法会二付道中御奉行柳生主膳正様於御役所六組年行事共一同被 召出通人足可相勤旨被 仰渡候処一同不取締二付右三組年行事とモ其組々諸事不行届御免奉願上候二付御吟味中之上一家御察度一同奉恐入一言之儀申訳無之一同過料錢被 仰付年行事右名前三人之者共儀家業向御取放し相成奉恐入罷在候得共其組合惣代之者共時節悪敷年行事組合惣代相勤罷在候二付家業被 召上候処其組合之者歎ケ敷奉存候不得止事此度私共江度々相歎申出候二付不願恐年行事共一同 御慈悲奉願上候先年之通家業相続仕候八、広大之御仁恵難有仕合奉存候以上

文政八酉年六月十日

六組年行事

右六人連印

道中

御奉行所様

乍恐以書付奉願上候

一六組仲ヶ間飛脚屋年行事一同奉申上候京橋組置町八兵衛店二住居仕候伏見屋平助儀奈良 御奉行本多鎌五郎様通日雇受負人三河屋角兵衛代二而相勤来候処中仙道鴻巣宿二おめて不届之儀有之候二付五ヶ年以前巳年七月廿五日江戸御構被為 仰付奉恐人候然ル処南品川三丁目清五郎店二住居仕候処仲ヶ間之者共往返之節右平助老母甚相歎キ狂人同様之始末二付誠以歎敷奉存候二付仲ヶ間一同之者共 御慈悲之段偏二奉願上候以上

文政八酉年六月十日

六組年行事

右六人連印

道中

御奉行所様

右式口とモ御慈悲奉願上候処願書御下ヶ二相成申候

一六月十九日年行事六人御腰掛ヶ迄罷出候之処京都取締方当月十日願書御下ヶ二相成組々取調仕候処取行届之儀とモ有之候二付御訴所江申上候而今日引取申候猶又銀座ふじ岡江寄合相談仕候而組々江御達

し可申候

六月十日

一西ノ八月廿四日銀座藤岡江寄合尤御屋鋪御出入之衆惣寄合日本橋組二而者米久、大喜、米佐次、堺屋様御出席有之候故御相談之儀者日光 御用通し日雇賃銀書上ヶ直段二而弥相勤可申哉之旨御糺二付御談申候且又京都二而酒代寝徒り被取候二付已来右躰之儀無之様御願申上候二付右調方面談二而帳面江留置申候

西六月廿四日

六組年行事共一同

但茶代別帳二有之

日本橋組川瀬石町

家持

米屋久右衛門

一牧野豊前守様去申八月廿九日江戸出立二而閏八月十一日京都御屋鋪江御泊二相成通日雇受負人久右衛門者京三条宿屋会津屋与申方江旅宿仕候処御所司代御附町御奉行所御抱陸尺・手廻り江

金三両三步 酒代遣し申候

右酒代申掛ヶ候節挨拶人

京踏上ヶ

大津屋次郎兵衛

酒式合相渡申候

右之通六組年行事分取調書上ヶ候得共御吟味者御願不申候已来右躰之儀無之様京都取締御願申上候事二御座候日本橋組之内外二者無御

座候以上

日本橋組年行事

西六月

孫右衛門

- 一 七月四日六組分樽屋江二季附届一組二付銀六匁三分ツ、割合之事
- 一 江戸六組仲々間京都江御諸家様御着之節部屋く二而是迄酒代等覆
 徒り遣し難洪二付六月七月中六組段々相談之上相願候二願書御受取
 二而度々御吟味之上日本橋組二而者八兵衛殿御掛り合諸入用等惣割
 合入用略之
- 一 同五日銀座藤岡江寄合七日二有之候処延引京橋組・芝口組分申来候
- 一 同七日寄合二道中 御奉行石川主水正様近々飯田町江御屋敷替二付
 為冥加与其節持はこび人足差出申度相談二而願書出来九日二願出候
 積八日二認九日御腰掛江行事共四時揃

乍恐以書付奉願上候

- 一 六組飛脚屋仲ケ間年行事共一同奉申上候是迄数年来御顔を以通日雇
 受負家業相勤来冥加至極難有仕合奉存候然ル処此度御屋鋪替被為蒙
 仰候二付恐多奉存候得共御引移之節年行事共分持はこび人足差
 上度奉存候何卒此段御聞届被成下候八、難有仕合奉存候以上

日本橋組年行事

文政八末年十一月九日

六人

道中

御奉行所様 石川主水正様也

右奉申上候処同日御呼込二付各罷出候公用人衆大野市兵衛様御出席
 左之通被仰渡 銘々所名前御統上被成候而願之趣 御奉行江申上候
 処志之処忝思召候得共御用向二不拘主水正一己之引移二候得者持は
 こび之願及断候依而願書者差戻候呉とも志者忝存候且又其方共追々
 御取締も被成下候段相弁右様之儀も申上候得とも手先之者共二至候
 而八御慈悲之思召も不相弁不法不埒之者とも足元二可有之哉其方共
 情々可申聞旨被仰渡候尤此達し此度共都合三度被仰下候段甚恐入候
 哉二存候間一同相談之上其組々江逸々申聞不宜者無之様銘々相調へ
 可申格別之被 仰渡故各連印取置申候其御手先々江篤与可被 仰聞
 置候以上

西十一月九日

六組年行事

惣組中

前書之通被 仰渡候間六組一同其組々一統江敷敷申付置連印取置可
 申候
 六組仲ケ間規定連印帳控
 六組仲ケ間規定可致事
 一 此度番組人宿共并徒士・押・足輕・陸尺・手廻り・中間二至迄奇察
 不法之趣度々町御触も有之処不相止候二付当八月十六日右之通陸

尺・手廻り部屋頭ども迄被 召出両町 御奉行 榊原主計頭様筒井
伊賀守様御立合二而嚴重被 仰渡承知奉畏候則御請証文奉差上候右
二付猶又御符^(符)内者日雇稼之者共迄同様之儀店連印取之御請申上候儀
二御座候得共通日雇之者たりとも同事二可相心得事二候

一六組仲ヶ間飛脚屋是迄御諸家様方御用受負御発駕又者御着之節とも
御屋鋪様江戸抱陸尺・手廻り并徒士・押部屋中間衆迄酒代差出之儀
俛有之候由近年二至多分寝徒り掛或者品川・板橋其外道中筋出口迄
も罷越押借り同様之始末等有之趣以来不限多少右躰之合銭決而差出
申間^(敷)候事

一六組仲ヶ間請負先御発駕并御着之砌不法之者無心ヶ間敷儀申掛ヶ取
籠之節彼是押借り同様之儀共有之是迄等閑二被致候趣相聞人宿共江
者別段被 仰渡候二付私共同様之儀二可致旨南北三郷廻り役衆様方
被仰聞候之間江戸住所之者者不及申同居人二而も可申立候事

一道中筋二而右同様之始末之儀者名前相糺宿役二而相勤候八、宿役人
江預ヶ置帰国之上年行事差添道中御奉行所様江可申立候無宿又八道
中筋徘徊候者二候八、其趣其最寄宿江御沙汰被成下候様可申立事
右之通堅申合規定連印致候上八向後万一不遣候二付彼是申者御座候
八、右之趣申聞差遣候上可申立候事

文政八酉年九月

六組年行事一同分

惣組々江申渡

但一同分連印取之

乍恐以書付御請奉申上候

一御諸家様方御旅行二付京都御廻り之節御撰家様宮様方又者御武家様
方之内御手廻り之由を以七八人連二而通日雇之下宿江罷越或者途中
二伝居御通行之節日雇之宰領等江金子寝徒り掛ヶ又者金子差出候得
者諸御向之御手廻り部屋并人宿組合之者共分酒代等寝徒り二罷越さ
る様取計可遣坏と申掛ヶ夫二不取敢候得者口論等仕掛ヶ其内取扱人
等立入宰領之者江彼是申談金子寝徒り取兎角差支之儀出来候様仕掛
候故当時二而者寝徒りヶ間敷儀等不申掛内酒代差遣候得者格別穩二
付無抛右之通取計趣来候得共追々員数等相増及難洪候旨申上候処御
糺之上右者京都町於 御奉行所夫々嚴重二御取締被 仰出候間以来
者御諸家様方御旅行二付通し日雇とも京都江罷越候節之前書之通不
筋之儀申掛ヶ候者有之又者縦令右躰之儀無之候共有無二不拘其都
度々々御用番京都町 御奉行所江右宰領之者とも罷越御届可申上尤
旅行差障二不相成様被成下候筈二付其旨相心得一同承知奉畏候仍而
御請証文差上申処如件

文政八酉年十月十五日

十一月十一日六組行事分上方仲ヶ間江差出候書状之返書左之通

然者江戸渡り奉公人風儀不宜二付此度嚴重之御取締被 仰付并通日
雇受負人手先之者共迄不法之儀於有之者早速可申立旨被 仰渡之趣
委細二御申越被下逐一承知仕候已来右様不來不法之儀有之候八、右
被 仰渡候趣意通り篤と申聞其上不相用候八、無用程直様御年行事
衆江相断其次第二寄提通り御掛合奉願上候尤御地二而此度御取締之
趣当地仲ヶ間中江早速可申聞候何分已後宜敷御添心奉願上候誠以ヶ

様嚴重二御取締二御座候上者御互二相守り急度相心得其御振合を以
掛合可致候毎々御世話様之段不残忝次第奉存候先者右之段御報迄二
申上度事共御座候恐々謹言

西十一月廿八日

京都通日雇仲ヶ間
年行事

筑後屋長兵衛

近江屋市兵衛

江戸六組御仲ヶ間

年行事衆中様

右書状六組仲ヶ間一統江順達を以相廻申候

一 戌三月十五日道中御奉行所様之御差紙

三田古川籠土町代地

弥兵衛店

嘉兵衛

芝新門前巷丁目代地

家持

嘉兵衛

右名主家主五人組

通日雇受負人

日本橋組

外五組一同

右之通明十六日五時二罷出候様被 仰付候事

一同十六日六組年行事罷出候処大芝之政田屋方町役人同道籠土町嘉兵
衛殿町役人同道九ツ半時御呼出し二相成候処政田屋嘉兵衛殿去年京
都御所可代御供之直様薩州様御迎二被參候二付薩州様御迎之節之御
届無之由如何之訳二而御届不致候哉之段御調有之殊之外御叱り被遊
候処嘉兵衛殿者他行政田屋方道中病氣之由二而両方共代人故御答
毛相成兼申候二付後日二兩人とも御呼出し御調へ被 仰付候由被
仰渡今日八引取可申段六組年行事八今日計二て宜敷由被 仰付候二
付皆々引取候事

文政九戌年三月十六日

一 昨廿九日六組年行事御呼出し二相成先達而芝口組行事近江屋源六殿
大芝組萬屋弥助殿之願書為差出右両組仲ヶ間之衆中人用掛銭等一向
相掛ケ不申候二付其趣相願候処右組内之名前等夫々書出し可申様被
仰付候二付右等之相談四月二日銀座式丁目藤岡二而寄合可申段申
參候右之段御出席可被下候

三月晦日

京橋組・神田組・山ノ手組・日本橋組右四組者御願不申上連印計二
御座候

四月二日ふし岡二而大芝一統芝口一統寄合申候処芝口相談相
極り大芝八四月八日迄日延四組年行事二御頼相成候

四月十六日六組年行事一同罷出差出シ申候願左之通

乍恐以書付奉願上候

一六組飛脚屋仲ヶ間年行事共奉申上候当 御奉行様被為蒙 御勤役候

二付以御陰五海道筋并京都押借同様之致始末候者通日雇上下渡世之者迄近之行儀等も相直り仲ヶ間一同冥加至極難有仕合奉存候然ル処家業之者素人二而通日雇受負仕候族俚有之候故上下渡世仕候者共今以私共仲ヶ間内分申聞候儀も取用不申我俣二相成候得者又者風儀も不宜様成行候と存甚歎ヶ敷奉存候且京都・大坂・伏見御当地仲ヶ間二而渡世仕候者凡三百式拾軒余も御座候処仲ヶ間内二而通日雇受負致候得者御往返之節并御迎出立之節も御届を仕其外入用等も相掛り候処外家業二而通日雇致受負候者者御届等も不仕其上仲ヶ間入用等も相掛不申候二付依之私共仲ヶ間之者とも心得違之者共多分有之候二付私共二おもて甚奉恐入候右様之始末二付恐多御事二者奉存候得共先年当 御奉行様御勤役二被為在 御座候節格別之以 御慈悲六組飛脚屋通日雇受負人とも御鑑札御焼印可被下旨被 仰渡御出来迄承知罷在候処可相成御儀二御座候八、此節御渡被下置候様仕度左候得者仲ヶ間之者共格別之取締二相成一同承続仕重難有仕合奉存候何卒広大之御慈悲と一同奉願上候以上

文政九戌年四月十六日

日本橋組年行事

越前屋孫右衛門

外五組

年行事一同

道中

御奉行所様

乍恐以書付奉願上候

一六組飛脚屋仲ヶ間年行事共奉申上候当 御奉行所様被為蒙 御勤役仰候二付東海筋并京都二而押借同様之始末仕候者共嚴敷被為 仰付冥加至極難有仕合奉存候然ル処私共仲ヶ間内足元二も悪者共有之候由情々被為 仰渡候故得与吟味仕仲ヶ間一同江申聞候二付御当地二而無心ヶ間敷俄申者も有之候得者年行事共御願申上候左之名前之者共東海道筋品川宿分府中近辺迄二罷出押借り仕候二付京都・大坂・伏見仲ヶ間之者共甚難渋仕候二付嚴重被 仰付被下置候様偏二奉願上候并奥州道中仙道筋二者六組仲ヶ間内二而取逃仕候者共徘徊仕り是又押借り同様之始末仕候得共名前相知不申候二付以 御慈悲御觸流被成下置候八、重々難有仕合奉存候以上

文政九戌年四月十六日

元京橋組若狭屋太左衛門

倅

源次郎事

源甫

高輪

萬吉

ぢよん兵衛

元山ノ手組加賀屋源次郎

倅

赤坂

久米

原右衛門倅

与之助

婦じ久米

右名前之者共二御座候以上

日本橋組年行事

孫右衛門

外五組

年行事

道中

御奉行所様

願書奉差上候処上ヶ置十九日可罷出旨被 仰渡候

四月十九日御用日二付六組年行事一同御呼出し二付罷出候

戊三月廿三日願立

一芝口組年行事近江屋源六殿より櫻田善右衛門町平野屋源八殿相手取候出入三ヶ年程仲ヶ間入用差出不申由願立之趣右源八殿御差紙二而

御呼出し有之於 御役所木村采助様源八江被仰候二者仲ヶ間内言人

出銀等不致候儀者甚不埒之事二候言人二付規定相背候八、株式御取

上ヶ二相成可申由御叱有之嚴重二七年行事江相詫可申候旨被 仰渡

候

三月 願立

一大芝組年行事萬屋弥助殿分芝新門前政田屋源兵衛殿相手取候出入源

兵衛殿御差紙を以御呼出し有之候右弥助殿より願立候儀者大芝組仲ヶ間二者通日雇言人二付銀三分ツ、東海道者濱松迄言人二付言分五厘ツ、積金二致置候其外中仙道福嶋迄言人二付銀言分五厘ツ、夫より先キ八言人三分ツ、右之割二而奥州筋其外共相談之上仲ヶ間一同取極置候処此取極有之候節源兵衛殿他国仕歸着之上承之不承知申之一向三分銀差出不申候出入於御白洲御利解有之段々御吟味二相成候処源兵衛殿分申上候二者御取極之節他国仕罷出候儀二而御座候諸家様方通日雇之儀も御節柄悪敷兎角入札二も相成敷敷御直段二而相勤候御節二候得者言人二付銀三分ツ、差出候而者家業躰引合不申候儀二御座候仲ヶ間諸入用之儀者其時々年行事分取集メ候八、出銀可仕旨御答申上候然ル処弥助殿分願□候儀者仲ヶ間内二者御出入屋敷面割二而八難渋之者も有之候御出入屋敷有之候者共承知仕候得共源兵衛言人不承知之由願立候得者段々御調へ之上御利解有之源兵衛二茂勘并致候様外五組年行事共分段々世話いたし自談可致様被 仰渡候二付右二口出入来ル廿三日迄之御日延願書差上御聞濟二而一同引取申候

右同日六組年行事共分願立候儀前書二有之候通

一六組仲ヶ間共分御鑑札御渡被下置候も素人二而通日雇受負候者共相

分左候八、取締二も相成可申由御願上候得者於 御白洲御利解有之

候而当 御奉行様御先役中も右躰願有之候処差障り之筋も有之願下

ヶ二相成候此節願出候儀者至極尤之様二者相聞候得共却而迷惑致候

儀有之べく候此度も格別二御評議も有之候得共篤与勘并可致候様被

仰渡候二付来ル廿七日迄御日延願出候

一前書二有之候願立之一条悪者共於道中押借り等之始末誠二難洪仕候間品川宿今府中迄二徘徊致候而無宿同様之者共故五海道筋触流願上候得共右悪者共何れ二徘徊致候与突留候而願出可申候塑御触流し有之候共悪者共を宿方二而者存不申候得者其穿も無之候間今一応能々相調へ願出可申旨被 仰渡候

一四月廿二日銀座藤岡二而寄合前書二控有之候御鑑札願御利解も御座候二付御下願可致候哉之処御下ケ願可然与年行事一同相談之上御願下ケ書面相認申候其外大芝芝口一件相談

一同廿四日六組年行事一同罷出御鑑札御下ケ願書面差上申候処追而可及沙汰旨木林^(註)来助様被仰渡候且又芝口組出入来月三日迄御日延願御聞濟相成申候大芝組年行事弥助殿今芝新門前式丁目代地政田屋源兵衛殿相手取候一件双方江委ケ御利解も有之御叱り御座候二付是又来ル三日迄御日延願御聞濟相成申候

一四月廿四日御呼出し有之夕方迄罷在引取申候

一同廿五日芝口組仲ケ間衆銀座藤岡二而寄合有之候者近江屋源六殿平野屋源八殿相手取候一件二付昨廿四日双方罷出候処来ル三日迄五組年行事今御日延願二付取扱之趣申入候処芝口組仲ケ間納得致対談行届申候昼時より参り暮六時引取申候

一戊四月廿六日道中 御奉行石川主水正様外桜田御屋敷今元飯田町御屋敷江御引移有之候

一四月廿七日大芝組年行事弥八殿今政田屋源兵衛殿相手取候一件二付

大芝組仲ケ間重立候衆拾三人相揃候尤出入年行事五人取扱候様被

仰渡候御趣意二付九時今赤羽根瓦屋江参り自談致度双方江熟談申入候処双方二金子取引立合勘定も有之候処段々入訳申双方其外仲ケ間之衆一同納得仕漸々懸ケ合行届申分無之熟談仕候兎角穩二相成候儀大慶仕候一件自談相調候故五月四日 御奉行所様江御願下ケ可仕候同日五時過引取申候

大芝組重立候者拾三人寄合六組年行事六人立合候節大芝今酒肴夜二入茶積^(註)を出候此時六組行事より餅菓子遣又且赤羽根瓦屋江茶代其外

一五月朔日銀座藤岡二而芝口組寄合有之候二付六組年行事立合近江屋源六殿平野屋源八殿出入熟談相調申候且茶代其外共六組江割合入用差出候

一京都・大坂・伏見三ヶ所江此度取締願之趣六日限書状相認又遣又尤書状尙対二して伏見津国屋長蔵殿江向ケ為差登候右早状瀬戸物町鳴屋江出又

一五月四日近江屋源六殿今平野屋源八殿萬屋弥助殿今政田屋源兵衛殿相手取願立之儀六組年行事段々取扱を以熟談内濟二相成御下ケ願書面式通差上候処双方并仲ケ間一同規定証文二致ケ様之趣二而取扱候与申処取極メ候八年ば以来之不取締二而右躰之儀又者願出候事も難計候つもるをし之様子二而取済者浮之有候様子二相見へ候与御利解有之候二付御下ケ願書御下ケ二相成申候間又々七日昼時より銀座藤岡二而寄合之席二而外四組之年行事も出銀等之儀も取扱申度候様行

事一同此事御相談も可有之候右之趣ニ而四日夕方双方引取申候

外四組者取極メ有之候といへとも猶又出銀年行事給分等之儀

但者御奉行所江願立候筋但二も無之様子被 仰渡候間申繼二認

置申候

一四日御届申上候事即刻二御聞置同日芝口平野屋源八、大芝組政田屋源兵衛一件夕刻迄相掛ル

但御鑑札等之儀も有之旁

一七日銀座藤岡二九ツ時分寄合暮六半時過二断引取

但別段仲ケ間入用行事給取宛之事悪者共申上種々用向

一九日御奉行所江出候御鑑札願下ケ書面先月廿四日越前屋孫右衛門其外行事とも一同分被差上候処此節御引移二付不相見候由二付猶又差上可申旨被 仰付則認差出候当月者小右衛門行事二相成御下ケ書名前違口上二而御断申上候無程御呼込願之通下ル御請書差上 同日芝口組源八・源兵衛出入御尋有之候此儀者諸組共篤与相談取調可申上御答申上候永続之儀尤之由是又御勘弁有之

一同日押借一件如何致候哉御尋有之突留次第可申上旨御答申上候

一十一日芝口組寄合有之五組行事出席銀座藤岡二而行事給其外談

一十三日神田組寄合外神田青柳二而有之趣意右同断五組行事出席

一十四日大芝組同断赤羽根瓦屋二而有之趣意右同断五組行事出席

一十六日銀座ふし岡二而六組行事寄合先年以惣代町方江御願申上候素人二旅人差置候段未相止候二付此度大芝組弥助殿、山ノ手組鉄五郎殿御両人為惣代願出下ケ相談夕刻引取

一十九日 御奉行より京橋・大芝組兩人廻状を以残之組を呼二差越

仲ケ間取極之儀十四日大芝組者趣意違候儀殊前書返通二出候得者近

源も代旁日本橋組も可応申聞取極度由二而廿六日迄日延願書出入後

弁御呼込御聞濟其節悪者共御尋例之通突留次第と答ル

一廿日通式丁目辰巳屋二而組合中寄合仲ケ間入用相談日本橋組者は迄通りを可申上与極ル并悪者有之候八、其時之行事江早々可相届旨申

談候

一廿七日 御奉行所様分六組江兼而被 仰渡候規定書奉差上候然ル処

大芝組二而者は迄素人二付三分ツ、積金有之候処此節御改残之京

橋・芝口・神田・山ノ手四組内実者兎も角も表向者三分ツ、積二而

訳并諸規定共廿余ヶ条被申立候当組之儀者積金も行事給も無之候得

共四組之方江一心可致哉当組迄可申上候哉与相談者兼而廿日二通町

外茶屋辰巳屋二而取極候通当組有躰申上候外八ヶ条共都合九ヶ条越

孫様二而廿六日朝熟談加印等御相談之上本紙認今日差出候

同日午ノ半刻御呼込公用人衆市川来助様御出席被仰渡二者則差出候

書面等も有之候間仲ケ間中篤与相調可申出既二ヶ様之書面有之候相

弁居候哉被仰下拜見仕候処覚候者無之相願写申候而小右衛門預リ

但右様日本橋分差上候書外四組□大芝組書面いつれも其節下り候

事致拜借写留御上納申明後廿九日行事一同外二大芝組未申酉年行事

并善左衛門・作兵衛・九右衛門可罷出旨被 仰渡

但末年分申酉行事者其方共同様町役人差添二不及外三人町役人可

出旨是又被 仰渡

一廿九日御用日二付行事一同八腰掛江出候後則御呼込

大芝組之内政田屋善左衛門備中屋作兵衛播磨屋九右衛門同未年行事
萬屋金五郎他国二付代久兵衛申年行事江戸屋十兵衛他国二付代和吉
西年行事常陸屋嘉兵衛戌年行事萬屋弥助都合七人

右者三人之者病死届も不相届右諸株自己二引受致渡世其節々之年行
事金五郎・十兵衛・嘉兵衛一同等閑之至右始末不埒二付銘々急度可
被 仰付候処大芝組之儀受人共之内死失又者諸株引受候儀者御届

并願等不致候仕来候様いつとなく成り行畢竟外組々江も不申合故当
時之者共而已心得違二も無御座候間御定めを以一同急度御叱り被置
候

但以来者寛政三亥年中願書置候御請証文之通仲ヶ間一同急度可相
守旨被 仰渡候
右之通被 仰渡候之趣一同承知奉畏候若相背候八、御科メ可被 仰
付候仍而御請証文差上申候処如件

大芝組芝軒門前巷丁目代地
又兵衛店

家主
善左衛門

五人組
又兵衛

又右衛門
同所濱松丁式丁目仁兵衛店

九右衛門

家主

仁兵衛

五人組

善吉

中村八太夫様御代官所

武州荏原郡南品川三丁目

五郎兵衛店

作兵衛

村役人惣代組頭

栄蔵

未年六組年行事西心寺町

佐平店

金五郎他国二付代

久兵衛

申年同所八十吉店重兵衛

他国二付代

和吉

西年同三田古川籠土町代地

弥助店

嘉兵衛

戌年六組年行事金杉三丁目

次郎右衛門店

弥助

前書被 仰渡之趣私共儀も罷出奉畏候依之奥印を以申上候以上

日本橋組年行事

神田鍛冶町彦丁目兵介店

文政九戌年五月廿九日

小右衛門

京橋組年行事

狩野探信屋敷利八店

幸次郎倅代

平兵衛

芝口組年行事新両替町

式丁目家主

源六

神田組年行事元飯田町

五人組持店

鉄五郎

道中

御奉行所様

御奉行 石川主水正様御留役町田

茂十郎様御白洲二おゐて

寛政三亥年六組百九拾四人惣代神田組惣右衛門外拾人分差上置候御

請書前書之通去ル廿七日拜見被 仰付候二付奉願写

差上申一札之事

一 五海道通日雇仲ケ間江戸六組百九拾四人江願之通去ル戌年七月被

仰付私共之内渡世相止候状休候節者其度々御届申上讓り渡又者新規

加入之者共も御座候八、願之通御差図可奉請旨被 仰渡候二付兼而

右仲ケ間之者共所付名前印形等取揃帳面差上置申度右名前之内讓渡

又者新規加入或者実子江跡株為引受候儀其度之願之通可被 仰付候

哉又者私共申合相極候上御届可申上候哉奉伺候且右名前并所替印形

等改候節宿々江申達し候儀者品川千住・板橋・内藤新宿江相頼夫分

宿々送り二致し貰ひ候様仕度旨申上候依之被 仰渡候者所付名前印

形等取揃帳面差上候儀者願之通被 仰付候渡世相止候状休候節或者

実子江跡株為引受候儀并所替名改印形改之儀者仲ケ間申合相極候上

御届申上差上置候名前帳江付紙認メ差出候八、右帳江御張置可被下

候新規加入又者実子之外親類縁者他人江讓り渡し候義者仲ケ間一同

申合障無之候八、其段以書付申上願之通御差図を受相極候上二而帳

面名前之上江張置候様改候名前所付認印形致し差上可申右之度々

宿々相頼書付相渡夫分宿送りを以相届貰候様可致右所替并印形等相

改候状其外讓り渡又八渡世休候状相止候節者急度其度々宿々江相達

し遅滞致間敷候旨被 仰渡奉畏候仍而御請証文差上申処如件

五海道通日雇受負

江戸六組百九拾四人惣代

神田組年行事

湯嶋彦丁目家主

寛政三亥年四月

惣右衛門

忠兵衛

同月行事

同月行事同七丁目家主

三河町三丁目家主

源七

五郎兵衛

道中

日本橋組年行事

御奉行所様

元大工町平兵衛店

喜兵衛

右者根岸肥前守様御勤役中二差上置候処此度前文之通大芝組一躰二付五月廿七日右書面拜見被 仰付一同奉恐入候依之写留置申候

日本橋組月行事

一廿九日押借同様悪者共舌代御尋二付兼而四月十六日申上置候六人名

袴田町七左衛門店

前之内与之助与申者外悪事有之候哉南御奉行 筒井伊賀守様御番所

九右衛門

江深川辺ヶ差出二相成人牢被 仰付候趣承知仕候其外者未仲ヶ間之

京橋組年行事

者共旅中二而突留候儀毛不相分候間十八日出御日延願出又御聞濟来

豊町傳七店

月十九日可罷出旨公用人木村来助様被仰渡候

藤兵衛

一同廿九日仲ヶ間規定取極之儀六組一同二所持仕候昔ヶ之書付古帳面

芝口組同芝口式丁目家主

共相調候上二而取極仕度依之来儿廿五日迄御日延願出差出又御聞濟

長兵衛

廿六日可罷出旨公用人木村来助様是又被仰渡候

大芝組同西心寺町家主

一六月二日六組行事共不揃昔ヶ諸帳面諸書付各持出し取調候得共此度

孫四郎

御尋有之候御割印頂戴仕候書物相見江不申候夕刻迄取調各引取候事

同月行事中門前三丁目

覚

長右衛門店

願人 加納屋吉兵衛

甚兵衛

相手方大崎善次兵衛

山ノ手組年行事

一神田組之内本郷三丁目加納屋吉兵衛殿御出入屋敷久永主税様此度駿

麴町九丁目長兵衛店

河三之御加番被 仰付候処同組二而大崎善次兵衛与申人去年ヶ段々

御加番御手附二相頼候而此度右加納屋吉兵衛殿是迄御出入久永様被召取候二付段々六組年行事江被相頼候故惣仲ヶ間近来規定等モ有之候二付年行事一同尤之儀二御座候故一統十九日二久永様江御願書相願遣し候処尤二候得共先番分伝達御座候由与御申被成乍併年行事一同相願候二付先番江篤与掛合之内此方より加納屋吉兵衛宅江及挨拶二申候様与申候故其俣二年行事差置候処問合等御座候故猶又本郷加納屋吉兵衛江廿九日一統不御返答聞糺申候処少々御屋敷御留守居取込御座候二付其内年行事迄加納屋分挨拶等御座候由其内廻り行事二御座候故御次江相送り申候乍併此一件之儀者皆々一統□□行御屋鋪御留守居衆相手取道中御奉行所江急度御願立申候積り二て御座候加納屋江是迄之通被仰付候ハ、毎年分御出入之格式モ御一統二相立六組仲ヶ間規定モ相立依之右之通相願置申候何連御順番内実否相分り可申与存候

六組年行事

六人名前

右一件中六組惣割合入用差出又

御白洲御吟味患者一件
御割印御糺患者御糺御願下ヶ
数寄屋河岸東屋寄合加納屋吉兵衛願二付其外一件
患者一件其外当時御下ヶ相願御掛り様御出勤無之其日相仕舞
大芝組一件之内又々御掛り候不
残御伺九日之日ハ是分用なく御下ヶ被仰付六組行事御受申上候
右加納屋吉兵衛殿一件に付六組行事又々久永主税様江御伺吉兵衛殿方分色々掛合水道橋水茶屋立合

一 七月四日加納屋吉兵衛殿一件二付道中 御奉行所様江年行事一同分

一 訴状差出入北村御役所江盆定例遺物六組割合出入

一 加納屋吉兵衛殿一件二付行事一同伺二罷出候処於御白洲 御奉行様

直二御尋御座候夕刻引取七月十九日なり

一 六組年行事為惣代大芝組萬屋弥助、山ノ手組菊屋鉄五郎兩人二而御当地之内二而無株二而道中持之者共差置候者三拾言人相手取南 御奉行筒井伊賀守様江御出訴申上候処御糺之上早々相手方江御差紙被下可申猶又当月廿七日罷出候様被 仰付候右為人用金巻組二而言分

文政九年戌六月十九日願出し

御屋敷小石川駿河三加番

右御屋敷江相願候而御聞濟無之

候得者 御奉行所江六組より

相願候積二御座候

久永主税様

宛差出呉候様被申候二付則金壹分差出申候右二付御腰掛迄見舞罷出候

七月廿二日

一人足差置候人宿相手取明廿八日南御番所江一同罷出候処御裏書頂戴仕候二付惣代大芝組萬屋弥助殿支配名主内田勘右衛門殿、山ノ手組菊屋鉄五郎殿支配名主矢部与兵衛殿右両名主江相手方三拾人名主方江通達二付今廿七日八ツ時金杉内田勘右衛門殿宅江立合可申名主名前左二

兼房平十郎殿

井上勘助殿

渡辺源太郎殿

斎藤市右衛門殿

廣瀬平八郎殿

伊東惣吉殿

小宮善右衛門殿

右名主方当人召達今廿七日八ツ時立合可申候由廻状二而已来右相手之外吉人
左二

兼房町市右衛門店

相手 金蔵

年行事

河内屋五郎助

三河屋幸次郎
近江屋源六

一 当廿九日加納屋吉兵衛殿一件二付石川様御役所江年行事一同罷出候相手善次兵衛仲ヶ間夫々規定有之候処右規定相守不申段御叱り一件落着仕候右二付久永様御留守居も御呼出し二而右之始未被 仰渡候夜二入四ツ時引取申候

七月廿八日

一 南御奉行 筒井伊賀守様江人置候者一同御呼出し御糺御座候追々御調可有之候

一 八月四日道中御奉行 石川様江年行事名前御届ヶ相済同日 筒井伊賀守様御差紙二而六組惣代萬屋弥助・菊屋鉄五郎御呼出し相手方一同御吟味罷出候処御調有之双方分証拠書物差出候得共年号違之儀有之候二付道中 御奉行所様分御帳面御取寄御調可有之候由被 仰渡候右二付来ル十三日迄御日延願仕候尤九日芝口三丁目松の尾二而双方立合可仕候趣町役人衆分も懸合有之引取申候

一 八月七日芝赤羽根瓦屋二而六組年行事寄合并神田組加納屋吉兵衛、山ノ手組上州屋善次兵衛出入規定通り被仰付候間六組仲ヶ間已来急度規定相守可申段申合之事

一 八月九日芝口三丁目松の尾二而双方立合名主方等御調有之候地日雇方分六組江

『六組仲ヶ間公用書留・六組仲ヶ間日記』の解説

小田 忠

序

本翻刻は「大阪商業大学商業史博物館紀要第十号」掲載「六組仲ヶ間公用書留」の続きにあたる。前編の翻刻文の後で触れておいたが、物流博物館所蔵の「六組仲ヶ間公用書留・六組仲ヶ間日記」の来歴は不明である。ここでは、新資料と従前の資料との相違を述べる。

六組飛脚屋に關係する資料は、児玉幸太編『近世交通史料集』七所収の「六組飛脚屋旧記乾坤」「六組飛脚屋惣代証文」、『駅通志稿』の「五街道取締書物類寄」、物流博物館所蔵「六組仲ヶ間公用書留・六組仲ヶ間日記」がある。他に児玉幸多『宿駅』、宇野修平（日本通運株式会社『社史』）、史料館研究紀要（「江戸六組飛脚屋仲間について」第五号）（「江戸六組飛脚屋仲間について（続稿）」第六号）（「通日雇について」第七号）（「福岡日雇支配・大坂通日雇萬屋喜平次について」第八号）藤村潤一郎、児玉幸多先生古希記念会『日本近世交通史研究』藤村潤一郎「信州松代藩における通日雇について」

「六組飛脚屋旧記乾坤」は、六組飛脚屋仲間の一つである日本橋組の旧記である。「五街道取締書物類寄」は、道中奉行で作成し、使用していたと伝えている。物流博物館所蔵の「六組仲ヶ間公用書留・六組仲ヶ間日記」の性格は、前者と幾分違っている。

児玉幸太編『近世交通史料集』に所収されている「六組飛脚屋旧記

乾坤」は、江戸六組飛脚屋仲間の一つ日本橋組の旧記と記されている。資料については藤村潤一郎「江戸六組飛脚屋仲間について」の註（14）を参考の事。資料に沿えば次の通り。「天正^(天正)八^(天正)寅年^(天正)分延享元子年迄 六組飛脚屋旧記 日本橋組 式冊之内」「天明七未年より寛政二戌年迄 六組飛脚屋旧記 日本橋組 式冊之内」とあるが、物流博物館所蔵の「六組仲ヶ間公用書留・六組仲ヶ間日記」とは、内容が聊か違っている。このことは、街道に小揚取や悪党が出て、組合の者が狙われ、通行の妨害をする。彼らの目的は、金をねだり取ることにあつて、通行の妨害、脅し等をした。このため、六組年行事達は、道中奉行へ訴出した。その時の記録が延享二年、宝暦十年、天明七年〈寛政元年の記事であつた。組合にとり都合のよい記事しか拾っていないのは、組合にこれらの事件が、道中を往還する人にとって総てであつたからこそこの記事を選択し、旧記の名前を残した。

延享二年〈延享元年東街道宿々御触流〉

宝暦十年〈五街道御触流〉

天明七年〈寛政元年〈寛政元年仲間仰付と五街道御触流〉

右の三つの記事は、道中で小揚取・悪党が出て金をねだり取り、宰領などがおどしなどを受けた。中には、悪党から腰物を取られ、打擲の金を取られ、また、金をねだり取られた。これらの事実をつけ、通行を妨害されることなく、安全に道中往還するために御触流を願った。最初の御触流を紹介する。

延享二年（延享元年東街道宿々御触流）

延享元年二月上旬から「六組日用頭割取并才領等重荷物二至迄」道中に出ることが困難であった。

その理由は、品川から小田原まで小揚取・悪党が出て、金をねだり取り、荷物を押え、宰領などを脅して通行させない。夜分宿に大勢で来て、金三両（金五両、錢で二貫文から五貫文の借用を大勢で申し出、もし、貸さない場合は、翌日人気のない山中で待ち伏せ、御長持を引き据えて通行させない。主立った宰領日用頭が来ると、御荷物に群がり旅行をさせない。結局金二両（金三両を悪党共に渡すこと）になる。

三月八日に町奉行能勢肥後守、御勘定奉行道中御掛り御加役神谷志摩守、大目付道中御掛御加役水野对馬守に対して、願書を提出した。内容は品川駅から小田原駅までの触流しの件である。

四月十三日には、三月十一日に品川から小田原迄御触流しにより、その間にいた悪党が箱根山中から三島千貫樋迄移動したから、三島駅までの御触流しを願った。

二十日夜に差紙が到来した。翌日には六組の願人十六人と六組からの腰掛甚右衛門・関右衛門を始め三（四十）人が町奉行能勢肥後守番所に赴いた。御白洲では、願人に対して御触流の旨を申聞かされた。その後、日を改めて御礼に参上した。

これで解決はしなかった。品川の観音前に悪党が出る噂があり、対策として大名の御発駕に送りの者一人宛では、大名が三（四）頭の御発

駕の場合には送りの者が不足するので廃案となる。仙台屋徳大夫が品川まで行き、悪党どもを追い散らし、小田原・湯本迄見送って江戸に帰った。

五月八日に六組願人十六人が御奉行所へ差し出した。品川宿から藤沢宿まで二十人の悪党名、その他名前のわからない者が多数いる。

十一日夜差紙が到来し、翌日町奉行能勢肥後守に罷出ると道中奉行加役兩人から品川宿から三島宿迄申し触れた。この結果六月中は静かで悪党は出なかった。しかし、六月二十八日に豊前小倉の小笠原伊予守御発駕において、日本橋組伊勢屋九郎左衛門が通人馬一式を受負、名代として八兵衛・嘉七が登った。石部から伏見までに悪党が多く出て、通行妨害や酒手をせびられた。梅木村の立場においては、「帰途では大津が草津の土になると思え、宿内で踏殺して紙位牌を江戸六組に三度飛脚で送ってやると脅かされた」元締め才領などは大阪に逗留したままである。

七月十九日に事件の内容をしるし、品川宿から伏見宿までの御触流と草津・大津・伏見へ帰路兩人が妨害されないように問屋に仰せつけを願った。

二十七日に四人の悪党を呼び出し糾明の上で咎めるのが勘定奉行神谷志摩守の考えで、役所に対し困難な交渉が続く。

八月三日夜に差紙が到来した。能勢肥後守の御白洲では、松浦河内守御役所が七月二十七日の願書認め直し、悪党を切紙に認めた事に感心した。願の通り八兵衛・嘉七が帰れる事、品川駅より伏見駅までの触

流しの実行、四人以外に違乱の者がいれば訴出することも申し添えて
 落着した。

宝暦十年〈五街道御触流〉

四月二十六日には東街道等での悪者・小揚取の横行について訴訟に
 踏み切った。訴訟費用は、京・大阪・伏見と江戸が折半することにな
 った。願書下書きは仙台屋が認め、願人は大行事日本橋組越前屋八
 兵衛がなった。

二十九日付けで御奉行所に差出した。内容は、品川宿から伏見宿ま
 での御触流を願う事だった。

五月八日には、宝暦八年・九年にねだり取られた金額の書き上げを
 命じられたが、具体的な金額は不明であった。

六月九日には十日・二十日と御伺いに出たが取り込み中に数度出頭
 したのは不届きだとして各組行事と大行事達は五人組預けとなった。

六月十日には延享元年能勢肥後守時分の御触流の控えの提出を求め
 られたが六組には保存されておらず、仙台屋が一部始終を語り、それ
 により全員が罷帰る事ができた。

六月二十二日には道中奉行小幡山城守の番所に出頭すると、宝暦八
 年に東街道五十三次宿から六組が不法をした件で訴訟があり、十六人
 を呼び出し尋問をしたが六組はこのような事実は知らない、また、六
 組では以前不埒のあった者は雇用していない。延享元年五十三次得心
 印形の控えがあり、不埒の者がいれば申し出ることを規定しているが

申し出た者はいないと答えた。

同二十六日に道中奉行小幡山城守の御白洲で六組十六人と願人の木
 曾路・中仙道・美濃路惣代柏原宿本陣難波辰右衛門、東街道五十三次
 惣代島田宿本陣置輪藤四郎と対決し、難波辰右衛門が仙台屋は旅行を
 しないから道中の実情を知らないと申し立てた。仙台屋は六組が請け
 負った場合には必ず、小田原・沼津まで見送りをするし、その先もよ
 く知っている。延享元年五十三次得心印形があるのに宿から申し出が
 なかつたのがなよりの証拠である。組外の者の仕業と申し立てて決
 着した。

七月二十九日には道中奉行小幡山城守の御白洲で同日付けで五街道
 に御触流を告げられた。

天明七年〈寛政元年〉寛政元年仲間仰付と五街道御触流

天明七年十二月二十一日に松平隠岐守御家中水野吉右衛門の下りを
 大阪上町丹後屋徳右衛門が勤めた。品川観音前で悪党から金三分、品
 川八ツ山で腰物を取られ打擲され、金二分と大木戸で金一両をねだり
 取られた。

丹後屋徳右衛門は大目附道中奉行大矢遠江守に駆け込み訴訟をして
 御屋敷に留め置かれた。

同二十四日、京橋南組で寄合御触流を願う相談をした。六人を願人
 とし、入用は割合次第として出金する事になった。

同二十八日町奉行山村信濃守南御番所に訴訟し、延享二年、宝暦十

年の御触流と同趣旨を東街道・木曾路共に御触流を願いだした。

天明八年二月二十四日に願書控えと御触流写を町奉行へ町年寄の樽屋与左衛門が提出した。その頃三十間堀の茶屋に六組の十六人と願人六人が集まり入用金の拠出について話し合い、少人数の山ノ手組が金二両、その他は金三両宛を出金し、どれほど費用がかかろうとも六組でまかなう事が決められた。

天明九年正月十六日に山村信濃守の御白洲で願人に対し、勘定奉行根岸肥前守に掛け合つたから勝手次第に罷出するようにといわれた。

同十九日京橋南組が寄合ひ相談の結果、翌二十日に根岸肥前守御役所へ願書を差上、同二十五日に出頭を命ぜられた。同二十二日には、根岸肥前守御役所から連絡が入り、通日雇が道中において不法を働き、道中間屋から訴出されて、〈組合取締仕法書〉〈江戸惣日用頭共所名前書〉を差出すように言われた。

同二十四日に六組の寄合ひがあり、取締仕法書と惣名前を認めた。この日確認された事は、書き出した名前以外の者はいない事、家業取極書を承知した事、入用金を立合勘定の上で出金する事の三点である。

同二十九日に根岸肥前守に願書、仕様書、名前書を提出した。

願書は御触流を願ひ上げ、惣人数は百九十四人で、仕様書は、

一、組合人数を糺し、月行事・年行事を定めて道中間屋と合体で仕事をする。

二、諸家様、御家中様旅行請負の場合には、下ヶ札を持参させて差し出す。

三、目印下ヶ札のために上下飛脚屋の名前を宿々問屋に差し遣わす。

四、道中筋の山宿・立場茶屋で通日雇の者が「がさつ」な振る舞いが無いようにする。もしあれば召し連れて訴える。

五、諸家様通行の際に上下飛脚屋に掛け合ひ組合の内から二人宛差添い、宿々問屋において不法の通日雇の者を吟味し、もし発見すればその所に預けて訴出する。賃銭とねだり取られた金銭は上下飛脚屋が返弁する。

二月三日（同日寛政と改元）に御留役大原四郎右衛門に、同十六日には、町年寄奈良屋役所に提出している。

二月二十二日に御白洲で六組は願書を口書きに認め直し願人印形を仰付けられ、同二十四日は、行事得心印形を仰付けられた。

四月三日に根岸肥前守の御白洲で御触流と仲間百九十四人が定まつた。道中筋通日雇仲間取極については前記願出の他に旅籠銭は食札引き替えにし、仲間内で仕事を止めるか休む場合には御届けをし、譲渡や新規加入の場合にも願出て指図を受ける事を規定している。

四月四日に願人は、根岸肥前守御役所・大原四郎右衛門宅に口上書を町年寄の奈良屋・樽屋に口上を申しあげた。同七日に山村信濃守御番所、町年寄三家に口上書を差し出した。同十三日に六組仲間行事名を根岸肥前守御役所に提出した。

四月九日までの訴訟費用は金百十七両で、一人銀十八匁一分の割合だから結構な負担金である。

同年八月二十九日には、京橋組年行事若狭屋忠右衛門代武兵衛が根岸肥前守へ出頭し、仲間名前印鑑を道中筋に送る件と同年八月に江戸六組と同様に京都十六人、伏見十二人、大阪九十三人に仲間になる事を仰せつけられた。九月十日に印鑑を五街道宿々へ宿継で願ひ、人足賃銭は上納する事としている。品川宿へ印鑑帳百二十二冊を渡した。同宿から守山駅佐谷路共六十一次に一宿二冊である。同十四日に四谷内藤新宿から上諏訪迄一宿一冊宛で印鑑帳四十五冊、同十五日板橋宿から守山迄美濃路共一宿一冊宛で印鑑帳七十五冊、同日千住宿から日光鉢石迄二十一宿と奥州街道白川迄十一宿に一宿一冊宛で印鑑帳三十一冊が渡された。

同十九日に六組年行事から根岸肥前守御奉行所へ各宿に印鑑帳を引き渡した事が報告された。

『宿駅』 児玉幸多

「五街道取締書物類寄」の原本は、通信博物館に所蔵されている。明治初年に「駅通志稿」が編集したときの材料の一つであり、道中奉行所で作成し、使用されていたと児玉幸多は述べている。

児玉幸多が『宿駅』の一項「通日雇人足」を書くにあたり参考にした資料が「五街道取締書物類寄」である。

通日雇人足 ○印は「五街道取締書物類寄」の資料を引用、

◎印はその他。

◎正徳二年（一七二二）新井白石の駅制改革―江戸、京、大坂の人足

請負業者に申し渡し五街道の宿々にも通達

○延享二年（一七四五）小揚取の取締―東街道の宿々へ通達

○宝暦十年（一七六〇）再度通達を出す（五街道取締書物類寄十六）

○寛政元年（一七八九）百九十四人が仲間を作る。六組の結成、京・大阪・伏見の通日雇請負人にも組合を結成させ、京都十六人、大阪九十三人、伏見十二人（寛政二年に十人が新規加入している）

◎文化元年（一八〇四）七月五街道の本陣が江戸六組百九十四人の請負人を相手取り道中奉行へ訴え出た。

○文化二年（一八〇五）七月両者で契約書を交換した。十一ヶ条六組の請負人は鑑札（木札に焼印）を下付される。番組人宿・地日雇請負人仲間の者が素人の請負に加判することや、素人請負人に協力することを禁止する申し合わせをしている。

○文化五年（一八〇八）番組人宿・地日雇請負人仲間から鑑札の下付を願い出たが、六組の請負人、東街道宿々の本陣が反対した。

○文政四年（一八二二）四月奉行所より江戸六組通日雇人年行事への申し渡しには、諸家道中の通日雇を請け負ったときには、姓名、発足日限、請負人の名と住所を届け出る。

江戸辺りの代官、大貫次右衛門、大原四郎右衛門、杉庄兵衛、吉川栄左衛門。各地における日雇請負人への通達方を依頼した。

伏見の請負人は二十一人、京都十三人、大阪は五十五人、京都では撰家、宮、門跡、堂上方の請負をする者がいた。

◎文政五年（一八二二）徳次郎宿から鉢石宿までの継ぎ立てに先触れ

の賃金を支払わなかった。徳次郎宿では手廻りの者が宿役人、助郷惣代から祝儀銭を出させようとしたが宿役人が拒絶すると、彼らを打擲した。継ぎ立てが遅延するとそれを言いがかりに祝儀銭をとった。日光奉行は責任を回避した。

○文政五年（一八二二）閏正月高家・大番頭・両番頭へ御用旅行の折に、六組外の日雇では不取締になるから注意をするように達している。

オランダ商館長の参府に大阪表過書町長崎屋重作の一人請負になった。重作は日雇請負仲間に加えさせるように大阪町奉行へ訴え出た。しかし却下された。

○文政七年（一八二四）三月陸尺日雇に出た直蔵が徳次郎宿で宿駕籠を命じたが用意しなかったので居合わせた助郷惣代西新里村百姓忠右衛門外一人を打擲した。問屋場へ行き、祝儀銭を出させ往復とも金をねだり取り、敲ぎの上江戸払いとした。直蔵を提供した六組日雇請負の三人が銭十貫文の過料に処せられ、徳次郎宿の問屋年寄りには、直蔵をその場で捕えないし、訴えもしなかったのは不埒で、問屋は急度叱り、年寄りは叱り、祝儀銭を与えた上金井村の組頭と、見ていて止めなかった徳次郎宿の組頭は急度叱りだった。

通日雇人足の不法行為については宿場側の記録に繰り返しされている。

○文政八年（一八二五）道中奉行所へ訴え出た。京都北五番町「百姓金」、二条新地「二条吉」両人は人宿三十六軒の組合の仲間と称

し、元所司代手廻り部屋頭だという。「岩」「雲州屋」「伊三郎」は住所不明であるが人宿組合のうちか手廻り部屋頭である。

○文政八年（一八二五）京都町奉行に掛合い町奉行は、吟味しないで諸家奉公人口入仲間を呼んで嚴重に注意した。

江戸の通日雇宰領が京都に行き、不法な目にあえばただちに京都町奉行所へ届け出るように通達した。

○文政九年（一八二六）松平邦之助が駿府加番を命ぜられたとき、加番の申し送りを通日雇い請負人上州屋善次兵衛に請け負わせようとしたが、松平家出入りの吉兵衛と請負人仲間の年行事が道中奉行に訴え出たが、善次兵衛の請負は心得違いとなり、同人は組合仲間へ詫びて示談になった。

○文政九年（一八二六）五月「六組仲間規定帳」が作成されていて、善次兵衛の請負はそれに抵触する。

年行事役給として、一年に組合人別一人より金一分を出金する取り決めだが出金しないために紛争が生じた。

「六組仲ヶ間公用書留・六組仲ヶ間日記」

最後に「六組仲ヶ間公用書留・六組仲ヶ間日記」を紹介する。正式には「六組仲ヶ間公用書留」「文化十三丙子年分上下飛脚通日雇駄賃六組仲ヶ間日記 天保三辰年迄」と長いタイトルであるが、「六組仲ヶ間日記」とし、これを後半のタイトルとした。以後、「六組仲ヶ間日記」と表示する。

「六組仲ヶ間公用書留・六組仲ヶ間日記」と「五街道取締書物類寄」の内容は似通っている。重なる年は、寛政元年・寛政三年・文化二年・同十三年・同十四年・文政四年～同九年、違つのは、「五街道取締書物類寄」の方では文化五年・同十二年・文政十年・同十一年、「六組仲ヶ間公用書留・六組仲ヶ間日記」の方は、天明二年・文化元年・同三年・同四年・文政元年～同三年となっている。

これらの年の事を簡単に紹介しておく。

(天明二年)「上下飛脚屋商売仕候者江三度飛脚屋不江絵符被下置」

(文化元年)番組人宿・地日雇請負人仲間から鑑札の下付を願ひ出たが、六組の請負人、東海道宿々の本陣が反対した。

(文化三年)五月十九日、所々の地日雇の者との掛合により十七人と和談するが、不和談として、久保町あたりの三十人は不承知、西ノ久保の十人は、前者が承知すれば承知すると言った。

五月二十二日、地日雇の者に対する鑑札は、差障りのある者の有無の書付を提出の事。

十一月二日、地日雇の者の内、桜田あたりの三十七人は加入したいと言つ。

十二月二十日、差紙が到来し、根岸肥前守様御番所へ出て、番組人宿と地日雇の者で差障りのある者は残らず出るように言つ。

十二月二十一日、井上美濃守様大目付御兼帯御掛かりにさし上げる。

(文化四年)奈良屋役所より差し障り人の名前とその筋の五十七人の書付を貰うあいだに和談をし、十一組あるなか一組に二枚宛、去る丑

年九月廿九日に書付を以て願ひ上げた通り地日雇の者で桜田辺・西ノ久保の四十七人が加入し、鑑札については、貴殿方へ五枚宛を渡し不足の場合は六組より渡すことになった。

(文政元年)六組内三十一人の悪者のお尋ねあり、年行事が詫び言をいい、始末書あり。

通日雇・陸尺・手廻り人足が不行跡や増長があれば取り締まる事。六組仲間の者で酒手などをねだる者がいれば届ける事。

(文政二年)諸色値段の引き下げの御触れの為、平均で二分五厘を引き下げる。触れ前は、一人二付銀九拾匁程が、引き下げ後に銀八十七匁七分五厘、つまり二匁二分五厘が下がった。

(文政三年)六組飛脚屋仲ヶ間規定の十二条がある。

ここから先は、新資料の側面から記述する。

一、文化元年の約束

文化元子年四月並びに同年十二月十九日の資料は他にはなく、文化二年宿方日雇方の議定書が交わされる前の動きを探る。

子年二月八日に六組年行事が集まり相談の結果、五カ条を定めた。

一素人二而請負候用先江仲ヶ間内より割取候事

一素人二而請負候とも仲ヶ間より加判致間敷候尤相受負者格別之

事

一諸国より御当地江罷越諸家様御受負致候とも当宿二而相請負同

様之紛敷儀相互二致吟味右躰之儀無之様精々吟味致合可申候事

一素人二而請負候用先江仲ヶ間内より才領等二罷出候者有之候

八、致吟味仲ヶ間内用先江決而遣申間敷候事

一 仲ヶ間内用先引受人者勿論才領等二至迄心得違二而不勘定等有之候八、六組仲ヶ間評議之上尻金不相立候八、一同申合相互二遣ひ申間敷候左候八、仲ヶ間中見勢先江名前書付張置可申上候事

右の案を三月四日までに取り決めたいと申し合わせた。

文化元年四月に東海道品川今大津迄佐谷廻り美濃路共宿々一同本陣惣代他より道中御奉行所様へ「乍恐以書付奉願上候」として次の事を願った。

一 「渡世人之外御出入之酒屋新杯様之他商売人入札仕落札二相成候」「組株無之者共聊之手筋を以入札仕種々之儀相考安札二而日数里数之賃銭二も不相当直段申上落札二相成候」

一 「御休之儀者立場茶屋二被仰付往還宿役も不相勤候立場茶屋斗繁昌仕駅場立行不申」

一 「近年御諸家様方御旅行之節何之守内誰与申苗字帯刀二而宿札差出御下宿申付置候得者旅籠銭勘定之節者此方日雇方元ノ二付宿払之儀者日雇人足同様二いたし下宿致候」

一 「小揚取与相唱候無宿同様之日雇取并宿場繼立之帰り人足江安賃銭二而相對雇二致し」

一 「夜勘定と申夜通し銭取遣り仕給仕之者も夜通し二付置油火等も数多二而重荷物二候間大喰も致旅籠銭之儀八御家中方御払より八漸々六分位二相払其上どつつけ銭と相唱商人共金三兩五

兩拾兩位迄も銭買候」

「口論等相始メ錢代金催促仕候得者半減六七分位相渡残り受取可申与相伝候内御出立刻限二至り不残散乱致シ漸々見知候者江付添先宿々江催促二罷越候而も彼是不相渡」

一 「近年素人二而日雇方人札受負候者多分御座候由二付」

これに対し六組飛脚屋仲間は「私共渡世方不埒之筋ヶ条書加へ訴状を以 御奉行様江奉出訴私とも被為 召出右之ヶ条之趣逸々被為 仰渡奉恐入候左之御答奉申上候」と答えている。

文化元年十二月二十二日には、宿方惣代今六組仲間へ渡した規定証文は次の通り。

「宿方二而通日雇之者病人代り人足之儀日ノ帳二乗せ候哉相除候哉此儀御尋二付」

其節之中書文言

宿方日雇方六組之者双方が掛合熟談して取り締まりが永續する規定を作成せよと言われた。

一通日雇の者の不法や往來の妨害する者は召し捕り、最寄りの宿方へ渡す。

一日雇人足に病人や足痛の者が発生すれば、仲間印鑑を以て断り次第賃金を渡せば宿人足の八人九人ぐらいなら差し出てもよい。

一煮売屋・飯屋を準備して御供や日雇の者が手軽に昼食の支度ができるようにする。

- 一 小揚稼その他にも帳場宿で不法があれば宿方へお届け次第召し捕りに差し支えないようにする。
- 一 通人足が足痛や急病人になれば六組仲間の行事十二人の名前印鑑を東海道佐谷路・美濃路の宿々へ一枚ずつ渡し、右印鑑と引き合い人足を差出す。
- 右の案件が六組仲間と宿方が申し合わせた規定証文である。
- 文化元年十二月十九日の日付の事であるが、同日、江戸六組飛脚屋仲間が宿方へ違わした。
- 規定は次の通り。
 - 一 訴出され色々吟味し、宿方へ掛合熟談の結果、次の取り決めに落ち着いた。
 - 一 宿泊・御休み・御小休の時は、立場・茶屋間村茶屋への利用を差し止める。
 - 一 渡り・若党・鍵持ちは、御家中並に支払う。日雇方の旅籠銭は銘々が払わず、人数を調べて帳場より本陣に支払う。
 - 一 通日雇・受負人足共が下宿で諸勝負をしない事、大勢が集まり夜勘定や銭取替の儀は帳場会所の他するべきでない。
 - 一 諸買物代を渡す事。
 - 一 受負痛日雇の者共が宿々で非分不埒があれば行事に届け、取り締まる事。
- 前書の通り六組仲間百九十四人の者に申し合わせ取り締まり、宿々へ判鑑を改め渡す、仲間の者の往来、持参して引き合いがで
 - きるように取りはからう。万一不埒な者がいれば年行事に届け、取り締まる。仲間惣代年行事連印規定として取り交わした。
 - これにより宿方日雇方江戸六組仲間の者が熟談し、規定を取り交わし一件落着した。
- 二、文化二年「宿方日雇方双方議定」
 - 文化元年十二月十九日は双方が連印を申し出、その後追訴として、「日雇方足痛之節宿々二而少々宛之人足賃呉候」の件を正徳五末年二月、寛政元酉年の再御触を願っている。
 - 宿方の返答は難しいが、文化二年正月十九日に日雇方が願い上げた件は、寛政元酉年の御触れの通り、病人の代替人足を差出してくれるよう宿方へ仰せ付けてくれればよいと道中奉行に願った。
 - 丑正月廿九日に宿方と日雇方が同道して取り決める願書を差出した。
- 三、文化二丑二月九日の差上書
 - 文化二年芝口町目西側仁兵衛店三番組人宿友七が京橋組年行事南大工町久右衛門店三郎兵衛を相手取り閏八月十四日に出訴した。
 - 内容は、六組飛脚屋仲間へ加入させてほしい、と頼まれたが、加入できない、と惣飛脚屋へ廻状を通し。「休株等有之候共猥二名前譲替等決而致間敷」この訳もあって仲間加入は難しい。三郎兵衛は迷惑していると答えた。友七に対して証拠があるか、と尋ねられ、大芝組の

写しがあると答えた。これは行事共から出た廻状か、と尋ねた。「そうではない」大いにお叱りになり、写しが証拠になるものか、といわれ。石川左近将監様は追って、呼び出しをすると言われた。文化二五年九月の「入置申一札之事」では、廻状の文言に京橋組と記して差出したのは、大芝組年行事嘉兵衛であった。まことに不調法だった。と御詫一札を入れた。そして友七へ内済にしてほしい旨を伝える。

大芝組年行事 嘉兵衛

京橋組行事 三郎兵衛

外行事四人

日本橋組行事

同 久兵衛

同人 喜八

三番組人宿 友七殿

同年行事 喜太郎殿

右町 御奉行所様御掛り内済下仕候

四、文化二五年九月十日

文化二五年九月十日に差出した御請書では、番組人宿・地日雇の者共と相談して、値段の掛合をした。

九月十八日、藤岡で六組仲間の内番組人宿へ加入者の人数調べをす

る。芝口組加賀屋次郎兵衛が加入しており、彼が番組行事三番組遠州屋喜太郎殿へ参るが、四番組の大坂屋重五郎殿も行事だし、この方へも相働き先方の考えで相談をする。

九月二十一日、番組人宿で寄合。

同月二十二日朝、加賀屋次郎兵衛より源六方へ来て、手紙の趣は冷気が増した。

同月二十四日今川橋松屋伊右衛門方で双方が寄り合う。他の組にも通達してください。藤岡で揃い、西ノ久保近江屋にも知らせてくださいと伝える。

同日五ツ半時より銀座藤岡の寄合で六組八人、今川橋松屋伊右衛門、番組年行事吉組が揃って番組人宿の頼みは、「拾吉組之内吉組江御鑑札式枚ツ、」とし、もし聞いてもらえないときは「休株之札を以て枚ツ、」とする。これで和談し双方手を打つ。

二十五日品川宿本陣市郎右衛門の父半兵衛が源六方へ参り、五街道が加判し承知した。

二十七日番組行事衆へ掛合、遠州屋喜太郎宅へ参り番組二人が参り、右の話に喜んだ。

二十九日に道中奉行所に差上書、六組飛脚屋惣代年行事が申上げるには、番組人宿にも吉組式枚ツ、頂戴できれば有難い。いまだ掛合中だが品川宿本陣市郎右衛門も掛合、彼から他街道へも掛け合うことになる。

九月晦日奈良屋御役所に提出したのは、番組人宿共へも御鑑札吉組

式枚ツ、くださいと述べる。

十月十九日四時に名主方へ罷出るように仰せつけられ、当日六組年行事も出るように言われ、地日雇差し障りがある者五十七人町所名前認めのは五十七人。

十月二十一日、差障りのある五十七人を町年寄御役所より御書付が相渡り、六組年行事・番組人宿年行事と寄合相談の上、最寄りの人が手分けして和談にする。十一月五日は深川まで掛合し証文を取り交わした。

文化二五年十一月には、通日雇方手先之者渡世致方が掛合和談の「一札之事」を入れ、同月には地日雇十三名が「一札之事」として出る。

文化三寅年五月十九日所々にいる十七人と掛合し和談に応じ、差障りがない者。

久保町辺りの三十人は掛合をするとも何にも申し聞かず、承知しない者。

西ノ久保辺りの十人は、前者が賛成すれば一同承知する者。

同日御鑑札追願を出す。

寅五月二十二日、地日雇者へ御鑑札をくださることになる。木札に御焼印がある。差障りの有無の書付を取ること。

右の書付を六月四日石川左近将監様へ差し上げる。

寅十一月三日、桜田辺りの三十七人が残らず加入する。

文化四卯ノ四月九日番組人宿・地日雇渡世の者より差障りのある事

を申し立て、双方理解の上示談するように言われる。

四月十一日藤岡で六組の寄合。

十二日組合の長門屋半六宅へ桜田辺惣代西ノ久保惣代と掛合、寅十一月に和談したとおり新規加入の御願いがあり、こちらも承知した。

十七日藤岡で寄合番組人宿・地日雇の人数と掛合和談した。

文化四卯年四月十九日、番組人宿・地日雇渡世で差障りのある者五十七人の書付から十一組に彦組式枚ツ、の願の通りしていただいた。

地日雇渡世で桜田辺西ノ久保四十七人が六組飛脚屋仲間へ加入されても、差障りはない。

五、文政六年二月素人加入申し渡し

文政六未年四月十八日には、前々から証文を交わした規定までであるのに「素人二而通日雇宿致し候者共」がいたり、四月中には、城州伏見の津国屋太郎兵衛が受負、藤助店伊三郎の倅初之助一同が言うには、勢州の津まで行く途中の通日雇人足の内熊谷・深谷の両宿の間にある東方村境内において、御役人様に「苛察之儀」があり、吟味を仰せつけられ茂吉・仁太郎・仁助の儀につきお尋ねがあり右三人が新町宿止宿の夜欠落をし、行方知れずになった。伊三郎に三人の出生を御糺したが答えられず、不届きの段により太郎兵衛・初之助は手鎖の上お預けとなった。人足を雇入れる時、右のように成らぬように気をつける。今回は御憐愍をもって慈悲をくれという。小差・宰領とも雇入れの場合は、名前・住所を聞き、いい加減な雇入れのないように釘

をさされたが、結局は許され一件落着となった。

しかし、再び吟味の結果、太郎兵衛は伏見御構、伊三郎一同は江戸払い。伊三郎は過料五貫文を仰せつけられ、三日の内に大貫治右衛門様江納付するよに言われた。初之助は御構いなしとなった。

六、六組仲間公用書留 文化十三丙子年より上下飛脚屋通日雇駄賃

六組仲間日記天保三辰年迄について

この文書は帙に二冊収められていて、表紙には「六組仲間公用書留」とあり、もう一冊は「文化十三丙子年上下飛脚通日雇駄賃六組仲間日記天保三辰年迄」とあって、所有者および書き手の名前が記されていない。文化元年から同四年までの内容は寛政元酉年四月八日町中御触流、文化二五年七月十日北海道御触の紹介並びに、藤兵衛の株の譲渡、新しい議定の取り決め、地日雇・番組人宿に対する鑑札の交付、六組仲間の転宅および同居の確認、薬種荷物取扱の確認、奉行所からの名前・帳面の書替を命じられ、その時に住所・名前・印形に相違があつた。以後は相違のないようにする、と述べている。

これらの要素から道中奉行で作成するには無理がある。六組関係者あるいは町名主の控えとも考えられる。しかし、町名主の控えにしては、六組仲間の転宅・同居の確認や六組の新しい議定など六組の奥深い所にまで及んでいるのが気がかりで、町名主の控えとは考えにくい。

文書名を尊重する見地から推測するとこの文書は、六組仲間の歴史

が綴られていて、私は六組関係者の写本と考える。

正誤表 翻刻「六組仲ヶ間公用書留」(大阪商業大学商業史博物館紀要第一〇号掲載)

頁	段	行	誤	正
二四三	下	二	仕	能
二四三	上	一八	節	答
二四二	上	一	替	遣
二四一	下	二三	差宿	着宿
二四〇	下	二二	し	シ
二四〇	上	一一	差宿	着宿
二四〇	上	八	し	シ
二三九	下	二二	程々	種々
二三九	上	八	人足入口	人足・入口
二三八	下	二	差宿	着宿
二三八	上	一〇	ミ	之
二三八	上	五	程々	種々
二三八	上	五	差宿	着宿
二三七	下	一六	し	シ
二三七	下	一〇	し	シ
二三七	下	七	異恨	異恨 ^(連)
二三七	上	八	差	着
二三六	下	二二	御	八
二三六	上	一八	直段	直段 ^(傳)

頁	段	行	誤	正
二四八	上	二	儀	紙
二四七	下	四	定	尽
二四七	下	三	程	種
二四七	上	一四	術	街
二四六	下	一三	取	元
二四五	下	一六	外	分
二四五	下	五	未	条
二四五	下	一	連	達
二四五	上	二〇	相連	相達
二四五	上	九	府	府 ^(傳)
二四五	上	九	路	跡
二四五	上	八	い	ゐ
二四四	下	六	し	シ
二四四	上	九	不締	不締 ^(取脱)
二四三	下	二二	宛	坎
二四三	下	二二	書	者
二四三	下	一九	聞	右
二四三	下	六	候	削除
二四三	下	五	乍恐	急

二六〇	二五九	二五九	二五七	二五六	二五六	二五六	二五六	二五四	二五三	二五三	二五三	二五二	二五二	二五一	二五一	二四九	二四八	二四八	二四八	頁
下	下	上	下	下	上	上	上	下	下	下	下	上	下	上	下	下	上	上	上	段
七	一八	一〇	二	一七	一六	四	四	一	七	二	一	三	一六	四	一	八	三	一七	四	行
御慈悲	聞江	番	迄	触	方江	道中々	過	宣	情々	い	保	頼	宣	仰	定	間仕	得	様	連	誤
御一字下げ	聞江 ^(取)	当	意	能	江を削除	道中々々	遣	宜	情々 ^(取)	ゐ	保 ^(取)	願	宜	一字下げ	意	仕を削除	得 ^(取)	揃	達	正

二七五	二七五	二七五	二七二	二七二	二七二	二七一	二六八	二六六	二六六	二六五	二六五	二六五	二六四	二六四	二六三	二六三	二六二	二六〇	二六〇	頁
下	下	上	下	下	上	下	上	下	上	下	下	上	下	上	下	下	下	下	下	段
二三	一〇	九	二〇	七	四	一八	二三	一五	一三	七	三	二二	二	九	一七	一三	二	二〇	一七	行
体	宣	宣	源六治郎兵衛	百拾四	御威光	差	町	吉	御奉行	連	仰	召	仁	し	共	喜三郎	迄	藁	仁	誤
休	宣	宣	源六・治郎兵衛	百拾四 ^(九拾七)	御を一字下げ	取	所	善	御を一字下げ	れ	一字下げ	一字下げ	に	シ	廿	喜三郎 ^(大)	意	菊	に	正

